

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	健康増進事業(住民検診)の実施に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
金沢市は、健康増進事業(住民検診)の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
金沢市長

公表日
令和7年9月5日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

## I 基本情報

### 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	健康増進事業(住民検診)の実施に関する事務
②事務の内容	<p>健康増進法(平成十四年法律第百三号)に基づき、以下の事務を実施する。 お勤めされていない方などのうち特定の年齢の方を対象とし、受診券を交付し受診勧奨する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①対象者に受診券を発送する。</li> <li>②対象者は、医療機関での個別検診か特定の施設での集団検診で受診する。</li> <li>③受診データが金沢市に送付される。</li> </ul> <p>また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の別表第111項の規定により、健康増進法第17条第1項及び第19条の2の健康増進事業の実施に関する事務において個人番号を利用する。</p> <p>＜中間サーバー・番号連携システムにおける事務の内容＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規個人番号の宛名情報が連携された際に、情報提供用個人識別符号の取得要求を行う。(番号連携システム要件)</li> <li>・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に記載されている提供側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムに提供する。(番号連携システム、中間サーバー要件)</li> <li>・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。(番号連携システム、中間サーバー要件)</li> </ul>
③対象人数	<p>〔 10万人以上30万人未満 〕 &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満</p>

### 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1	
①システムの名称	健康情報システム
②システムの機能	<p>①入力機能 ・検診を受けた者の入力や履歴の管理する。</p> <p>②照会機能 ・対象者の把握並びに検診の受診履歴及び受診結果の確認をする。</p> <p>③発券機能 ・対象者に受診券を発行する。</p> <p>④データ抽出・集計機能 ・受診結果等の抽出・集計をする。</p>
③他のシステムとの接続	<p>〔 〕情報提供ネットワークシステム 〔 〕府内連携システム</p> <p>〔 〕住民基本台帳ネットワークシステム 〔 ○ 〕既存住民基本台帳システム</p> <p>〔 ○ 〕宛名システム等 〔 〕税務システム</p> <p>〔 ○ 〕その他 (申請管理システム )</p>

システム2~5	
システム2	
①システムの名称	既存住民基本台帳システム
②システムの機能	<p>①住民記録管理機能 ・住民基本台帳法に規定する住所、氏名、生年月日、性別、続柄、世帯等の基本項目の管理を行い、住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報を更新するため、4情報(氏名、住所、生年月日、性別)等の提供を行う。また、転入届に基づき住民票の記載をした際は、転出元市町村に対して記録事項を通知(転入通知)し、住民の異動で本籍地が本市以外の場合は、本籍地に修正をすべき事項を通知(附票通知)する。</p> <p>②住民票の写し等の交付機能 ・住民からの交付申請に応じて住民票の写し等の発行を行う。</p> <p>③住民基本台帳の統計機能 ・異動種別や人口動態の集計表を作成する。</p> <p>④法務省への通知事項の作成機能 ・外国人住民票の記載等に応じて、市町村通知の作成を行う。</p> <p>⑤連携機能 ・国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療などの住民票記載項目及び府内事務で使用する住民情報の連携を行う。</p> <p>&lt;&lt;本事務における使用機能及びその使用目的&gt;&gt; ・住民検査対象者の住民票異動情報を基に遅滞なく把握し、住民検査対象者情報を最新化するために住民記録管理機能を使用する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ○ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ○ ] 宛名システム等 [ ○ ] 税務システム</p> <p>戸籍システム、市税滞納管理システム、健康情報システム、介護保険システム、市営住宅管理システム、福祉保健総合システム、後期高齢者医療制度保険料徴収システム、国民健康保険事務処理標準システム、国民年金受付システム、子ども・子育て支援システム、申請管理システム</p> <p>[ ○ ] その他 ( )</p>
システム3	
①システムの名称	税務システム
②システムの機能	<p>①課税情報管理機能 ・各税目ごとに課税情報の管理を行う。</p> <p>②賦課機能 ・賦課内容を管理し、更正若しくは決定を行い、本人あて通知する。</p> <p>③収納滞納管理機能 ・収納・滞納状況を管理し、督促状等の発送及び還付・充当処理を行う。</p> <p>④宛名管理機能 ・納税者の宛名等を管理する。</p> <p>&lt;&lt;本業務における使用機能及びその使用目的&gt;&gt;</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ○ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ○ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム</p> <p>[ ○ ] その他 ( 市税滞納管理システム )</p>

システム4	
①システムの名称	番号連携システム
②システムの機能	<p>①宛名管理機能 ・既存業務システムから住登者データ、住登外データを受領し、番号連携サーバー内の統合宛名DBに反映を行う。</p> <p>②統合宛名番号の付番機能 ・個人番号が新規入力されたタイミングで、統合宛名番号の付番を行う。</p> <p>③符号要求機能 ・個人番号を特定済みの統合宛名番号を中間サーバーに登録し、中間サーバーに情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。</p> <p>④情報提供機能 ・各業務で管理している別表第2の提供業務情報を受領し、中間サーバーへの情報提供を行う。</p> <p>⑤情報照会機能 ・中間サーバーへ他団体への情報照会を要求し、返却された照会結果を画面表示または、各業務システムにファイル転送を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ O ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等 [ O ] 税務システム</p> <p>[ O ] その他 ( 中間サーバー、国民健康保険事務処理標準システム、介護保険システム、福祉保健総合システム、健康情報システム、子ども・子育て支援システム )</p>

システム5	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<p>①符号管理機能 ・情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」を紐付け、その情報を保管・管理する。</p> <p>②情報照会管理機能 ・情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。</p> <p>③情報提供機能 ・情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。</p> <p>④既存システム接続機能 ・中間サーバーと既存業務システム、番号連携システム及び既存住民基本台帳システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>⑤情報提供等記録管理機能 ・特定個人情報(連携対象)の照会又は提供があつた旨の情報提供等記録を生成し、管理する。</p> <p>⑥情報提供データベース管理機能 ・特定個人情報(連携対象)を副本として保管・管理する。</p> <p>⑦データ送受信機能 ・中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェースシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>⑧セキュリティ管理機能 ・特定個人情報(連携対象)の暗号化及び複号や電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム(インターフェースシステム)から受信した情報提供ネットワークシステム配信マスター情報を管理する。</p> <p>⑨職員認証・権限管理機能 ・中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 宛名システム等 [ <input type="checkbox"/> ] 税務システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
システム6~10	
システム11~15	
システム16~20	
3. 特定個人情報ファイル名	
住民検診ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第111項
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[ <input type="checkbox"/> 実施する ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第4欄(特定個人情報)に「健康増進法による健康増進事業」が含まれる項(139の項)</p> <p>(主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第2欄(事務)に「健康増進法による健康増進事業」が含まれる項(139の項)</p>



6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉健康局健康政策課
②所属長の役職名	福祉健康局健康政策課長
7. 他の評価実施機関	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
住民検診ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 <b>※</b>	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)	
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
③対象となる本人の範囲 <b>※</b>	住民基本台帳に記録された本市住民で検診等の対象者。	
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上	
主な記録項目 <b>※</b>	<p>・識別情報  <input checked="" type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 個人番号対応符号 <input checked="" type="checkbox"/> その他識別情報(内部番号)</p> <p>・連絡先等情報  <input checked="" type="checkbox"/> 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) <input type="checkbox"/> 連絡先(電話番号等)</p> <p>・その他住民票関係情報</p> <p>・業務関係情報  <input type="checkbox"/> 国税関係情報 <input type="checkbox"/> 地方税関係情報 <input checked="" type="checkbox"/> 健康・医療関係情報  <input type="checkbox"/> 医療保険関係情報 <input type="checkbox"/> 児童福祉・子育て関係情報 <input type="checkbox"/> 障害者福祉関係情報  <input type="checkbox"/> 生活保護・社会福祉関係情報 <input type="checkbox"/> 介護・高齢者福祉関係情報  <input type="checkbox"/> 雇用・労働関係情報 <input type="checkbox"/> 年金関係情報 <input type="checkbox"/> 学校・教育関係情報  <input type="checkbox"/> 災害関係情報  <input type="checkbox"/> その他 ( )</p>	
その妥当性	個人番号、その他識別情報(内部番号):本人確認及び内部情報照会の索引とするために必要 5情報:本人確認資料のために必要 健康・医療関係情報:検診結果の管理のために必要	
全ての記録項目	別添1を参照。	
⑤保有開始日	平成27年10月以降	
⑥事務担当部署	福祉健康局健康政策課	

### 3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 <b>※</b>		[ <input type="checkbox"/> ] 本人又は本人の代理人					
		[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 評価実施機関内 の他部署 ( 市民課 )					
		[ <input type="checkbox"/> ] 行政機関・独立行政法人等 ( )					
		[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 地方公共団体・地方独立行政法人 ( )					
		[ <input type="checkbox"/> ] 民間事業者 ( )					
②入手方法		[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )					
		[ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ					
		[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム					
		[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム					
③使用目的 <b>※</b>		[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 庁内LAN )					
		健康増進事業の実施に関して、住民情報、検診結果情報の照会、入力等が必要なため。					
④使用の主体	使用部署	福祉健康局健康政策課					
	使用者数	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">1) 10人未満</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満						
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満						
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上						
⑤使用方法		<p>①がん検診等を受診した結果をシステムに取り込み管理する。</p> <p>②結果の集計を行う。</p>					
		受診結果と住民票関係情報の突合し、資格有無の確認を行う。					
⑥使用開始日		平成28年1月1日					

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託の有無 <b>※</b>	[ 委託する ] ( 1 ) 件	<選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない	
委託事項1	健康情報システム運用支援業務		
①委託内容	<p>健康情報システムの開発、運用、保守等を行う。また、健康情報システム(現行)においては、専用ネットワークを利用して、本市に設置する端末とサーバーとを接続し、健康情報システムファイルを管理する。なお、健康情報システム(次期)においては、ガバメントクラウドとデータセンターでの運用に置き換わる。</p> <p>※本市においては、現在、新しい健康情報システムの導入を行っていることから、現在利用している健康情報システム固有の事項については「健康情報システム(現行)」、新しい税務システム固有の事項については「健康情報システム(次期)」と明記する。</p>		
②委託先における取扱者数	[ 10人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	富士通Japan株式会社		
再委託	④再委託の有無 <b>※</b>	[ 再委託しない ]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項2~5			
委託事項6~10			
委託事項11~15			
委託事項16~20			

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 提供を行っている ( 1 ) 件 <input type="checkbox"/> 移転を行っている ( ) 件 <input type="checkbox"/> 行っていない
提供先1	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第139項
②提供先における用途	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の住民検診の対象者
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
提供先2~5	
提供先6~10	
提供先11~15	
提供先16~20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	
移転先2~5	
移転先6~10	
移転先11~15	
移転先16~20	

## 6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

〈本市における措置〉  
①生体認証装置を設置した、あらかじめ許可された者のみが入室できる場所のサーバラック内のサーバーに保管し、一部のものは記憶媒体に書き出して保存している。  
②紙媒体は、施錠された保管庫に保存している。

〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉  
①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。  
なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。  
・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。  
・日本国内でデータを保管している。  
②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

〈ガバメントクラウドにおける措置〉  
・ガバメントクラウドにおいては、政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービス内に構成される領域に特定個人情報ファイルが保管され、認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策等の物理的対策を実施するものとなっている。

## 7. 備考

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

別紙のとおり

### III リスク対策 ※(7. ②を除く。)

#### 1. 特定個人情報ファイル名

住民検診ファイル

#### 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）

リスク：目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	本市市民課（住民基本台帳関係情報）からの入手 ・あらかじめ定められたバッチ処理にて情報を入手するため、対象者以外の情報を入手することはない		
リスクへの対策は十分か	[	十分である	] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置  <入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク> ・府内におけるシステム間連携については、外部ネットワークから遮断された独自のネットワークで運用する。			

### 3. 特定個人情報の使用

リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康情報システムは、業務に関係の無い情報を保有していない。</li> <li>・システム間の連携を行う「番号連携システム」については、法令に定められた部署以外からのアクセスが行えないような仕組みを構築する。また、番号連携システムへは、権限のない者の接続を認めない。</li> </ul>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	

リスク2：権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク

ユーザ認証の管理	[ 行っている ]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 行っている      2) 行っていない</p>			
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康情報システムを利用する必要がある職員を特定するとともに、当該職員の職責によりアクセス権限を設定しており、個人ごとにユーザーIDを割り当て、ID及びパスワードによる認証を行う。</li> <li>・職員毎に個人番号の参照権限を設定し、参照権限を有する職員のみ個人番号を参照可能とする。</li> <li>・成りすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。</li> <li>・業務上アクセスが不要となったユーザーIDやアクセス権を変更又は削除する。</li> <li>・端末機を利用する必要がある職員を特定した上で、個人ごとのユーザーIDを割り当てし、端末機利用時にはID、パスワード及び生体情報による二要素認証を行っている。</li> </ul>				
その他の措置の内容	-				
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>			

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<p>＜従業者が事務外で使用するリスク＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員を受講対象として個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修会を年1回実施し、目的外利用の禁止等について徹底する。</li> <li>・健康情報システム内での特定個人情報の更新・参照・発行の記録をアクセスログとして保管する。 (アクセスログ項目：処理日時、職員情報、部署情報、端末情報、処理事由、宛名番号、処理内容など)</li> <li>・アクセスログは1年間ハードディスクに保存し、それ以前のアクセス記録については、7年間分媒体による管理を行う。</li> </ul> <p>＜特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康情報システムの構成上、個人番号を含む個人情報ファイルへ許可された処理以外のアクセスは発生しない。</li> <li>・外部媒体へのデータの書き出しをシステム側で禁止しており、申請があった場合のみ書き出しを許可し、データの書き出しは特定の端末で実施する。</li> </ul>
---

## 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[ ] 委託しない

リスク： 委託先における不正な使用等のリスク

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ <input type="checkbox"/> 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない			
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報の第三者へ開示又は提供を禁止する</li> <li>・特定個人情報の目的外利用を禁止する</li> <li>・特定個人情報の複製については、本市が認める場合を除き禁止する</li> <li>・特定個人情報の外部への持ち出しへ、委託業務実施場所以外への持ち出しを禁止する</li> <li>・情報の漏えい、滅失又はき損を防止するため、特定個人情報を適切に管理する</li> <li>・漏えい事案等が発生した場合に速やかに報告する</li> <li>・作業期間の過ぎた特定個人情報を完全に消去又は廃棄する</li> <li>・特定個人情報を取り扱う従業者名簿を事前に提出する</li> <li>・従業者等に対して特定個人情報の保護に関して必要な事項を周知するための必要な措置を講じる</li> <li>・個人情報の取扱い状況について契約期間内に一度以上チェックを行い報告する</li> <li>・健康情報システム(現行)においては、必要があれば、本市職員が現地調査する。</li> <li>・健康情報システム(次期)に係るガバメントクラウドにおいては、国による監督及び検査を受けるとともに、ISMAP(政府情報システムのためのセキュリティ評価制度)による監査を受審するものとなっている</li> <li>・再委託を原則禁止する。再委託をする場合は、事前に委託元の承認を必要とする</li> </ul>				
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ <input type="checkbox"/> 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない			
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約書において委託元の承諾を受けることを要件としており、第三者への委託承諾申請書、委託先と再委託先との個人情報の機密保持に関する協定書、委託先代表者及び再委託先の従業者については規約等に関する誓約書を事前に提出させ、再委託先も委託先同様の安全管理措置を遵守することを確認する。</li> <li>・健康情報システム(現行)においては、必要があれば、本市職員が現地調査する。</li> <li>・健康情報システム(次期)に係るガバメントクラウドにおいては、国による監督及び検査を受けるとともに、ISMAP(政府情報システムのためのセキュリティ評価制度)による監査を受審するものとなっている</li> </ul>				
その他の措置の内容	-				
リスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置					
<p>&lt;委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康情報システム開発及び運用保守等委託に関して、契約書にて委託業務実施場所を本市庁舎内又は委託データーセンター内のどちらかに限定し、特定個人情報の委託業務実施場所以外への持ち出しを禁止している。なお、健康情報システム(次期)においては、委託データーセンターが、ガバメントクラウドに置き換わる。</li> <li>・本市が認める場合を除き、外部媒体へのデータ書き出しをシステム側で禁止している。なお、外部媒体へデータ書き出しを行う場合は暗号化を行う。</li> <li>・再委託先においても委託先と同様の安全管理措置を遵守することを書面にて確認する。</li> <li>・システム運用支援に係る委託作業において、受託者が作業を行う場合、入退出管理及び監視カメラ設置がなされた室内で、職員の監視下にて実施する。</li> </ul> <p>&lt;委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・データか紙かを問わず、作業期間の過ぎた特定個人情報は廃棄する</li> <li>・委託契約の報告条項に基づき、委託期間の終了後に廃棄完了の報告を書面にて報告する</li> <li>・健康情報システム(現行)においては、必要があれば、本市職員が現地調査する。</li> <li>・健康情報システム(次期)に係るガバメントクラウドにおいては、国による監督及び検査を受けるとともに、ISMAP(政府情報システムのためのセキュリティ評価制度)による監査を受審するものとなっている。</li> </ul>					

## 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）

[ ] 提供・移転しない

## リスク：不正な提供・移転が行われるリスク

特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない			
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p>・番号法及び番号法に基づく本市条例規則により規定された事項のみ行う。            ・職員を受講対象として個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修会を年1回実施したうえで、研修内容に沿った運用が出来ているかチェックする</p>				
その他の措置の内容	外部媒体へのデータ書き出しをシステム側で禁止しており、申請があった場合のみ書き出しを許可している。				
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置					
<p>&lt;不適切な方法で提供・移転が行われるリスク&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>既存システム相互間の連携はシステム上、番号法及び本市条例上認められる提供及び移転のみが行われる仕組みとなっており、不適切な方法で提供又は移転されることはない。</li> </ul> <p>&lt;誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>既存システム相互間の連携はシステム上、番号法及び本市条例上認められる提供及び移転のみが行われる仕組みとなっており、誤った情報を提供・移転及び誤った相手に提供・移転にされることはない。</li> <li>データの書き出しさは、申請があった際に特定の端末で実施する。</li> </ul>					

## 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[ ] 接続しない(入手)

[ ] 接続しない(提供)

## リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>＜番号連携システムのソフトウェアにおける措置＞          ①番号連携システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等を記録することで、不適切な端末操作や情報照会・情報連携を抑止する。</p> <p>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞          ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。          ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能          (※2)番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの          (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[      十分である      ]      &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である          3) 課題が残されている</p>

## リスク2: 不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>＜番号連携システムのソフトウェアにおける措置＞          ①慎重な対応が求められる情報(DV被害者など)については中間サーバーにて情報照会に対する自動応答がなされないよう、自動応答を不可とする個人(団体内統合宛名番号など)又は特定個人情報を管理し、中間サーバーの自動応答不可フラグを設定することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。          ②番号連携システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等を記録することで、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。</p> <p>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞          ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーに格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。          ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。          ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないよう自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。          ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[      十分である      ]      &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である          3) 課題が残されている</p>

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

—

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[      十分に行っている      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行ってない		
	[      発生なし      ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		
その内容				
再発防止策の内容				
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバー設置場所に生体認証装置を設置し、あらかじめ許可された者のみが入室できる。</li> <li>・記憶媒体及び紙媒体の保管場所について施錠管理する。</li> <li>・停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐために、サーバーとその周辺機器は無停電電源装置に接続する。</li> <li>・火災によるデータ消失を防ぐために、サーバー設置場所に消火設備を完備する。</li> <li>・ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新を行う。</li> <li>・定期的にバックアップを行う。</li> </ul> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ガバメントクラウドにおいては、政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービス内に構成される領域に特定個人情報ファイルが保管され、認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策等の物理的対策を実施するものとなっている。</li> <li>・本市が管理する業務データは、国及びガバメントクラウドを構成するクラウド事業者がアクセスできないよう制限されている。</li> <li>・ガバメントクラウドを構成するクラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じている。</li> <li>・健康情報システム機能の本市への提供に際しては、提供環境においてウイルス対策ソフトを導入し定期的にパターンファイルの更新を行う。また、OS及びミドルウェアへのセキュリティパッチの適用も必要に応じて実施する。</li> <li>・特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された環境とする。</li> <li>・本市は特定個人情報ファイルを取り扱うシステムの稼動状況、業務データの管理状況(バックアップ実施等)等について確認を行い、システムの適切な運用の確保に務める。</li> </ul>			
リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		

## 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

-

## 8. 監査

実施の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 自己点検	<input checked="" type="checkbox"/> 内部監査	<input type="checkbox"/> 外部監査
-------	--	--	-------------------------------

## 9. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法		<p>&lt;業務システムの運用における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・職員に対して、個人情報保護に関する研修の受講を義務付ける。</li><li>・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する規定を設ける。</li></ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施する。</li><li>・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行う。</li></ul>

## 10. その他のリスク対策

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>
・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

## IV 開示請求、問合せ

### 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

①請求先	金沢市総務局文書法制課 920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号 076-220-2073
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	

### 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

①連絡先	福祉健康局健康政策課 電話 076-220-2233
②対応方法	・問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。 ・情報漏えい等の重大な事案に関する問い合わせについて、規定に定められた担当部署に速やかに連絡し、協議のうえ対応する。

## V 評価実施手続

### 1. 基礎項目評価

①実施日	令和6年12月13日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)

### 2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】

①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	

### 3. 第三者点検【任意】

①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	保健局健康政策課長 桶田 光一	保健局健康政策課長 山森 健直	事後	重要な変更項目でないため
平成28年4月1日	IV 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・停止・利用停止請求	金沢市市長公室広報広聴課市政情報係	金沢市都市政策局広報広聴課市政情報係	事後	重要な変更項目でないため
平成28年9月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ③他のシステムとの接続 その他	ダウンリカバリシステム、戸籍システム、市税滞納管理システム、健康情報システム、介護保険システム、市営住宅管理システム、福祉保健総合システム、後期高齢者医療制度保険料徴収システム、国民健康保険システム、国民年金受付システム、子ども・子育て支援システム、市営住宅駐車場管理システム	ダウンリカバリシステム、戸籍システム、市税滞納管理システム、健康情報システム、介護保険システム、市営住宅管理システム、福祉保健総合システム、後期高齢者医療制度保険料徴収システム、国民健康保険システム、国民年金受付システム、子ども・子育て支援システム、就園奨励システム	事後	重要な変更項目でないため
平成29年4月1日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	保健局健康政策課長 山森 健直	保健局健康政策課長 山口 和俊	事後	重要な変更項目でないため
平成29年4月1日	III リスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 具体的な管理方法	システムを利用する職員を特定し、システム管理者が個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行っている。	・システムを利用する職員を特定し、システム管理者が個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行っている。 ・端末機を利用する必要がある職員を特定した上で、個人ごとのユーザーIDを割り当てし、端末機利用時にはID、パスワード及び生体情報による二要素認証を行っている。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更のため
平成31年4月1日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	保健局健康政策課長 山口 和俊	保健局健康政策課長	事後	重要な変更項目でないため
令和1年6月28日	V評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	2015/10/30	2019/6/28	事後	重要な変更項目でないため
令和2年6月29日	IIIリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ②過去3年以内に、評価実施期間において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生なし	発生あり	事後	重要な変更項目でないため
令和2年6月29日	IVリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ②過去3年以内に、評価実施期間において、個人情報に関する重大事故が発生したか	一	帳票印刷作業を含むシステム運用支援委託業務において、業務受託者作業員がシステムにより印刷した帳票を、無断で外部に持ち出したもの。	事後	重要な変更項目でないため
令和2年6月29日	IVリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ②過去3年以内に、評価実施期間において、個人情報に関する重大事故が発生したか	一	システム運用支援委託業務において、帳票印刷作業を行なう場合は、必ず職員による監視下で実施する等の対応を行なった。	事後	重要な変更項目でないため
令和3年3月31日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ①システムの名称	住民検診システム	健康情報システム	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出
令和3年3月31日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能	1 照会機能: 検診受診者台帳を検索 2 管理機能: 検診受診者を管理 3 集計機能: 受診結果を基に集計	①入力機能 ・検診を受けた者の入力や履歴の管理する。 ②照会機能 ・対象者の把握並びに検診の受診履歴及び受診結果の確認をする。 ③発券機能 ・対象者に受診券を発行する。 ④データ抽出・集計機能 ・受診結果等の抽出・集計をする。	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出
令和3年3月31日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他システムとの接続	なし	既存住民基本台帳システム、宛名システム等	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出
令和3年3月31日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ③他システムとの接続	ダウンリカバリシステム、戸籍システム、市税滞納管理システム、健康情報システム、介護保険システム、市営住宅管理システム、福祉保健総合システム、後期高齢者医療制度保険料徴収システム、国民健康保険システム、国民年金受付システム、子ども・子育て支援システム、就園奨励システム	戸籍システム、市税滞納管理システム、健康情報システム、介護保険システム、市営住宅管理システム、福祉保健総合システム、後期高齢者医療制度保険料徴収システム、国民健康保険システム、国民年金受付システム、子ども・子育て支援システム、就園奨励システム	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出
令和3年3月31日	IV(別添1)特定個人情報ファイル記録項目	・宛名番号・個人番号・氏名・生年月日・性別・郵便番号・住所・医療機関コード・各種検診受診資格情報、受診情報	別紙のとおり	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出
令和3年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	委託しない	委託する	事前	重要な変更
令和3年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1	一	健康情報システム運用支援業務	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出

令和3年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 (①委託内容)	—	健康情報システムの保守作業、職員からの問い合わせに対する調査回答及び軽微な法制度改正への対応等	事後	事後で足りるもの任意に事前に提出
令和3年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 (②委託先における取扱者数)	—	10人未満	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出
令和3年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 (③委託先名)	—	富士通株式会社北陸支社	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出
令和3年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 (④再委託の有無)	—	再委託する	事前	重要な変更
令和3年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 (⑤再委託の許諾方法)	—	再委託先の管理・監督方法、再委託先の名称、代表者及び所在地、再委託する業務内容、再委託する業務に含まれる情報の種類、再委託先のセキュリティ管理体制等により判断の上、本市、委託業者、再委託業者との間で個人情報の機密保持に関する協定を結び、委託業者に第三者への委託承諾申請書を提出させ協定を結ぶ。	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出
令和3年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 (⑥再委託事項)	—	健康情報システムの進捗管理、品質管理、問題点管理	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出
令和3年3月31日	III リスク対策 3. 個人情報の利用 リスク1:目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報と紐付けが行われるリスク リスクに対する措置の内容	住民検診システムは、業務に関係の無い情報を保有していない。	健康情報システムは、業務に関係の無い情報を保有していない。	事前	重要な変更
令和3年3月31日	III リスク対策 3. 個人情報の利用 リスク2具体的な管理方法	・システムを利用する職員を特定し、システム管理者が個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行っている。 ・端末機を利用する必要がある職員を特定した上で、個人ごとのユーザーIDを割り当てし、端末機利用時にはID、パスワード及び生体情報による二要素認証を行っている。	・健康情報システムを利用する必要がある職員を特定するとともに、当該職員の職責によりアクセス権限を設定しており、個人ごとにユーザーIDを割り当て、ID及びパスワードによる認証を行う。 ・職員毎に個人番号の参照権限を設定し、参照権限を有する職員のみ個人番号を参照可能とする。 ・成りすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。 ・業務上アクセスが不要となったユーザーIDやアクセス権を変更又は削除する。 ・端末機を利用する必要がある職員を特定した上で、個人ごとのユーザーIDを割り当てし、端末機利用時にはID、パスワード及び生体情報による二要素認証を行っている。	事前	重要な変更
令和3年3月31日	III リスク対策 3. 個人情報の利用 特定個人情報の使用におけるリスク及びそのリスクに対する措置	<従業者が事務外で使用するリスク> ・職員を受講対象として個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修会を年1回実施し、目的外利用の禁止等について徹底する。 <特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク> ・住民検診システムの構成上、個人番号を含む個人情報ファイルへ許可された処理以外のアクセスは発生しない。 ・外部媒体へのデータの書き出しをシステム側で禁止している。	<従業者が事務外で使用するリスク> ・職員を受講対象として個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修会を年1回実施し、目的外利用の禁止等について徹底する。 ・健康情報システム内での特定個人情報の更新・参照・発行の記録をアクセスログとして保管する。(アクセスログ項目:処理日時、職員情報、部署情報、端末情報、処理事由、宛名番号、処理内容など) ・アクセスログは1年間ハードディスクに保存し、それ以前のアクセス記録については、7年間分媒体による管理を行う。 <特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク> ・健康情報システムの構成上、個人番号を含む個人情報ファイルへ許可された処理以外のアクセスは発生しない。 ・外部媒体へのデータの書き出しをシステム側で禁止しており、申請があった場合のみ書き出しを許可し、データの書き出しは特定の端末で実施する。	事前	重要な変更
令和3年3月31日	III リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託しない	委託する	事前	重要な変更
令和3年3月31日	III リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	—	定めている	事前	重要な変更

令和3年3月31日	III リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定規定の内容		<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報の第三者への開示又は提供を禁止する。</li> <li>・特定個人情報の目的外利用を禁止する。</li> <li>・特定個人情報の複製及び外部への持出しを禁止する。</li> <li>・情報の漏えい、滅失又はき損を防止するため、特定個人情報を適切に管理する。</li> <li>・漏えい事案等が発生した場合に速やかに報告する。</li> <li>・作業期間の過ぎた特定個人情報を完全に消去又は廃棄する。</li> <li>・特定個人情報を取り扱う従業者名簿を事前に提出する。</li> <li>・従業者等に対して特定個人情報の保護に関して必要な事項を周知するための必要な措置を講じる。</li> <li>・個人情報の取扱い状況について契約期間内に一度以上チェックを行い報告する。</li> <li>・必要があれば、本市職員が現地調査する。</li> <li>・再委託を原則禁止する。再委託をする場合は、事前に委託元の承認を必要とする。</li> </ul>	事前	重要な変更
令和3年3月31日	III リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保		十分に行っている	事前	重要な変更
令和3年3月31日	III リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保 具体的な方法		<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約書において委託元の承諾を受けることを要件としており、第三者への委託承諾申請書、委託先と再委託先との個人情報の機密保持に関する協定書、委託先代表者及び再委託先の従業者については規約等に関する誓約書を事前に提出させ、再委託先も委託先同様の安全管理措置を遵守することを確認する。</li> <li>・必要があれば、本市職員が現地調査する。</li> </ul>	事前	重要な変更
令和3年3月31日	III リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 リスクへの対策は十分か		十分である	事前	重要な変更
令和3年3月31日	III リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		<p>委託契約上、以下の措置をとる旨を規定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・データが紙かを問わず、作業期間の過ぎた特定個人情報は廃棄する。</li> <li>・委託契約の報告条項に基づき、委託期間の終了後に廃棄完了の報告を書面にて報告する。</li> <li>・必要があれば、本市職員が現地調査する。</li> </ul>	事前	重要な変更
令和3年3月31日	III リスク対策 9. 従業者への教育・啓発 具体的な方法	<業務システムの運用における措置> ・職員に対して、個人情報保護に関する研修の受講を義務付ける。	<p>&lt;業務システムの運用における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員に対して、個人情報保護に関する研修の受講を義務付ける。</li> <li>・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する規定を設ける。</li> </ul>	事前	重要な変更
令和3年3月31日	Ⅴ評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	2019/6/28	2021/3/31	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出
令和3年6月28日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う業務において使用するシステム システム3 ①システムの名称	市税総合オンラインデータベースシステム	税務システム	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出
令和3年6月28日	I 関連情報 6. 評価実施機関における担当部署 ①部署	保健局健康政策課	福祉健康局健康政策課	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	I 関連情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	保健局健康政策課長	福祉健康局健康政策課長	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	保健局健康政策課	福祉健康局健康政策課	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	保健局健康政策課	福祉健康局健康政策課	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報の取扱いの委託項目1 ③委託 ③委託先名	富士通株式会社北陸支社	富士通Japan株式会社石川支社	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報の取扱いの委託 委託項目1 ④再委託の有無	再委託する	再委託しない	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報の取扱いの委託 委託項目1 ⑤再委託の許諾方法	委託先から再委託の理由、再委託先の管理・監督方法、再委託先の名称、代表者及び所在地、再委託する業務内容、再委託する業務に含まれる情報の種類、再委託先のセキュリティ管理体制等により判断の上、本市、委託業者、再委託業者の間で個人情報の機密保持に関する協定を結び、委託業者に第三者への委託承諾申請書を提出させ協定を結ぶ。	—	事後	重要な変更項目でないため

令和3年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報の取扱いの委託 委託項目1 (6)再委託事項	健康情報システムの進捗管理、品質管理、問題点管理	—	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	IV 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報の取扱いに関する問合せ ①連絡先	保健局健康政策課	福祉健康局健康政策課	事後	重要な変更項目でないため

## 別紙 ファイル記載項目

<胃がん検診>

(検診結果)

西暦年度、受診日、月区分、検診方式、実施医療機関、総合指導区分、特記事項

(個別検診－共通)

個別) カード区分、個別) 検診歴、個別) 検診暦年、個別) 検査方法、個別) 検診歴受診結果、個別) 胃腸疾患既往歴、個別) がんの既往歴、個別) 手術歴、個別) 自覚症状有無、自覚症状、個別) 自覚症状、家族歴、個別) 家族歴、個別) 負担金区分、個別) 受付日、個別) 受付番号  
(個別検診－内視鏡)

個別) 比較読影、一次読影、一次所見 1－、内視鏡) 一次読影部位 1、内視鏡) 一次読影所見 1、一次所見 2－、内視鏡) 一次読影部位 2、内視鏡) 一次読影所見 2、内視鏡) 一次判定 G R O U P、内視鏡) 一次判定、内視鏡) 一次読影方法、内視鏡) 一次読影良性疾患、内視鏡) 一次読影良性疾患(その他)、内視鏡) 一次読影胃腺腫、内視鏡) 一次読影悪性疾患、内視鏡) 一次読影悪性疾患(食道がん)、内視鏡) 一次読影悪性疾患(その他)、二次読影、内視鏡) 二次読影日、二次所見 1－、内視鏡) 二次読影部位 1、内視鏡) 二次読影所見 1、二次所見 2－、内視鏡) 二次読影部位 2、内視鏡) 二次読影所見 2、内視鏡) 二次判定 G R O U P、内視鏡) 二次判定、内視鏡) 二次読影生検妥当性、内視鏡) 二次読影内視鏡的萎縮パターン、内視鏡) 二次読影画像評価、最終読影、最終所見 1－、内視鏡) 最終読影部位 1、内視鏡) 最終読影所見 1、最終所見 2－、内視鏡) 最終読影部位 2、内視鏡) 最終読影所見 2、内視鏡) 最終判定 G R O U P、内視鏡) 最終判定、二次読影良性疾患、内視鏡) 二次読影良性疾患、内視鏡) 二次読影良性疾患(その他)、内視鏡) 二次読影胃腺腫、内視鏡) 二次読影悪性疾患、内視鏡) 二次読影悪性疾患(食道がん)、内視鏡) 二次読影悪性疾患(その他)、レフリー読影、内視鏡) レフリー判定 G R O U P、内視鏡) レフリー判定、内視鏡) レフリー読影良性疾患、内視鏡) レフリー読影良性疾患(その他)、内視鏡) レフリー読影胃腺腫、内視鏡) レフリー読影悪性疾患、内視鏡) レフリー読影悪性疾患(食道がん)、内視鏡) レフリー読影悪性疾患(その他)、内視鏡) レフリー生検妥当性

(個別検診－X線)

X線) 比較読影、一次読影 1、一次所見 1－、X線) 一次読影部位 1、X線) 一次読影所見 1、一次所見 2－、X線) 一次読影部位 2、X線) 一次読影所見 2、X線) 一次判定 G R O U P、X線) 一次判定、二次読影、X線) 二次撮影日、二次所見 1－、X線) 二次読影部位 1、X線) 二次読影所見 1、二次所見 2－、X線) 二次読影部位 2、X線) 二次読影所見 2、X線) 二次判定 G R O U P、X線) 二次判定、最終読影、最終所見 1－、X線) 最終読影部位 1、X線) 最終読影所見 1、最終所見 2－、X線) 最終読影部位 2、X線) 最終読影所見 2、X線) 最終判定 G R O U P、X線) 最終判定

(集団検診)

集団) 宛名番号、集団) 自宅 TEL、集団) 胃がん受診回数、集団) コースコード、集団) 胃がん番号、現在治療中の病気、集団) 現在治療中の病気、自覚症状、集団) 自覚症状、病気、集団) 病気、部位、集団) 部位、所見、集団) 所見、集団) 指導区分、集団) G、集団) X線判定、集団) P G 番号、集団) 入力日付

(A B C 検査)

ペプシノゲン検査、ペプシノゲン検査希望、ペプシノゲン I、ペプシノゲン II、ペプシノゲン I

II比、ペプシノゲン判定、ピロリ菌検査、ピロリ菌除去の有無、ピロリ菌感染診断検査歴、ピロリ菌初回検査、ピロリ菌除菌治療歴、ピロリ菌除菌治療歴年、ピロリ菌除菌治療結果  
(精密検査)

精密検査実施日、精検医療機関、診断方法、診断結果、精検結果、診断後処理、診断後処置、経過観察期間、手術、手術予定日、手術施行日、手術医療機関、手術結果、読影医(一読)、読影医(二読)

<子宮がん検診>

(検診結果)

西暦年度、受診日、月区分、検診方式、実施医療機関、頸部ベセスダ判定、頸部ベセスダ区分、総合指導区分、無料クーポン利用、特記事項

(問診)

個別検診・集団検診共通、妊娠、月経状況、最近の月経(日数)、閉経年齢、妊娠回数、出産回数、個別検診、個別)産婦人科手術歴、集団検診、集団)月経、集団)最近の月経(月)、集団)最近の月経(日)、集団)終産年齢、集団)ホルモン剤、集団)避妊リング着用、集団)おりものが気になる、集団)おりもの種、集団)出血有無、集団)病歴、集団)病歴、集団)手術有無、集団)病歴年齢

(個別検診)

個別)カード区分、個別)検診歴、個別)検診歴年、個別)検診歴受診結果、個別)月経痛、個別)6ヶ月以内月経外出血、個別)HPVワクチン接種、個別)HPVワクチン初回、個別)HPVワクチン2回目、個別)HPVワクチン3回目、個別)子宮肉眼所見、個別)子宮肉眼所見、個別)推定病変、個別)HPV(定性)、個別)HPV(定量)、その他項目、個別)負担金区分、個別)受付日、個別)受付番号

(集団検診)

集団)子宮がん受診回数、集団)ハイリスク、集団)入力日、集団)管轄、集団)点検区分、集団)HPV検査、集団)子宮全摘、集団)コメント、集団)塗抹量、頸部検査項目、集団)視診所見、集団)細胞診所見、集団)病名、集団)細胞診扁・腺、集団)腺細胞、集団)判定(子宮がん)、体部検査項目、集団)体部の検査、集団)体部診断方法、集団)体部診断結果、集団)体部細胞診所見、集団)判定(体部がん)、HPVワクチン接種、集団)HPVワクチン接種、集団)HPVワクチン接種回数、その他項目、集団)宛名番号、集団)自宅TEL、集団)子宮がん番号

(精密検査)

精検受診日、精検医療機関、診断方法、診断、診断結果、診断後処置、経過観察期間(年月)、手術予定日、手術施行日、手術医療機関、手術結果

<乳がん検診>

(検診結果)

西暦年度、受診日、月区分、検診方式、実施医療機関、受診番号、総合指導区分、無料クーポン利用、特記事項

(問診)

個別検診、個別)既往歴、個別)閉経、個別)ホルモン療法、個別)手術歴乳がん、個別)自

覚症状、個別) 家族歴、個別) 生検痕、個別) ほくろ、個別) 撮影時分泌物、個別) しこり、集団検診、集団) 妊娠、集団) 月経、集団) 最近の月経(月)、集団) 最近の月経(日)、集団) 最近の月経(日数)、集団) 月経状況、集団) 閉経年齢、集団) 妊娠回数、集団) 出産回数、集団) 終産年齢、集団) ホルモン剤

(個別検診)

個別) 検診歴、個別) 検診歴年、個別) 検診歴受診結果、個別) 一次、個別) 一次腫瘍部位、個別) 一次石灰化部位、個別) 一次濃厚陰影または非対称陰影部位、個別) 一次乳腺構築の乱れ部位、個別) 一次LN部位、個別) 一次皮膚所見部位、個別) 一次dense breast、個別) 一次その他部位、個別) 一次比較陰影有無、個別) 一次比較読影結果、個別) 一次カテゴリ、個別) 二次、個別) 二次腫瘍部位、個別) 二次石灰化部位、個別) 二次濃厚陰影または非対称陰影部位、個別) 二次乳腺構築の乱れ部位、個別) 二次LN部位、個別) 二次皮膚所見部位、個別) 二次乳腺評価、個別) 二次その他部位、個別) 二次比較読影結果、個別) 二次カテゴリ、個別) 二次カテゴリ(移行用)、個別) 二次判定、その他項目、個別) 負担金区分、個別) 処理日

(集団検診)

集団) 病気、集団) 病気、集団) 病気部位、集団) 家族歴、集団) 自覚症状、集団) 自覚症状、集団) 自覚症状部位、集団) 検査歴、集団) 検査歴、集団) 検査歴、集団) 検査歴部位、集団) 判定、集団) 自己検診、集団) dense breast、集団) 判定L、集団) 判定R、集団) MMG判定、集団) 所見・部位、集団) 所見・部位、集団) 部位、集団) 所見、その他項目、集団) 宛名番号、集団) 自宅TEL、集団) MMG番号

(精検結果)

精検結果1、集団) 入力日1、集団) 精検日1、精検医療機関1、集団) 診断1-、集団) 診断方法1-、集団) 診断結果1-、集団) 診断後処置1-、集団) 経過観察期間1、集団) 手術予定日1、集団) 手術施行日1、集団) 手術医療機関1、集団) 手術結果1、精検結果2、集団) 入力日2、集団) 精検日2、精検医療機関2、集団) 診断2-、集団) 診断方法2-、集団) 診断結果2-、集団) 診断後処置2-、集団) 経過観察期間2、集団) 手術予定日2、集団) 手術施行日2、集団) 手術医療機関2

<大腸がん検診>

(検診結果)

西暦年度、受診日、月区分、検診方式、実施医療機関、総合指導区分、特記事項

(個別検診)

個別) カード区分、個別) 検診歴、個別) 検診歴年、個別) 採便結果一日、個別) 採便結果一日定量、個別) 採便結果二回日、個別) 採便結果二回日定量、個別) 家族歴、個別) 家族歴父母、個別) 家族歴祖父母、個別) 家族歴兄弟、個別) 家族歴子供、個別) 痢疾患、個別) がんの既往歴、個別) 6ヶ月症状、個別) 便に血、個別) 便秘下痢、個別) 便粘液、個別) 便の太さ細、個別) 排便後も便残、個別) 腹痛、その他項目、個別) 負担金区分、個別) 受付日、個別) 受付番号

(集団検診)

集団) 自覚症状、集団) 病歴、集団) 便容器、集団) 検体受領日1、集団) 検体受領日2、集団) 潜血結果、集団) ヘモグロビン1、集団) ヘモグロビン2、集団) 入力日付、集団) 診断方法、集団) 診断結果、集団) ポリープ個数、集団) 腺腫性ポリープ1、集団) 非腺腫性性ポリープ1、

集団) 診断後処置、集団) 経過観察期間、集団) 手術予定日、集団) 手術施行日、集団) 手術医療機関、集団) 手術結果、その他項目、集団) 宛名番号、集団) 自宅TEL、集団) 大腸がん番号、集団) 報告済

(精検結果)

精検受診状況、精検受診日、精検医療機関、精検診断名、原発性がん、粘膜内がん、腺腫

<成人歯科健診>

(健診結果)

西暦年度、受診日、月区分、検診方式、実施医療機関、総合指導区分、特記事項

(問診)

問診1、問診1-1(歯や口の状態についてどのように感じているか)、問診1-2(次のような症状がありますか)、問診2、問診2(高齢者\_十分な時間をかけて歯をみがくことがありますか)、問診2-1(この1年間に歯の健康診査を受けたことがありますか)、問診2-2(どんな理由で受診しましたか)、問診3、問診3(非高齢者\_この1年間に歯科医院等で歯石をとつもらつ、問診3(高齢者\_該当する項目をすべてチェック)、問診4、問診4-1(現在(この1か月間)あなたはたばこを吸っています、問診4-2(1日平均本数)、問診5、問診5(高齢者\_歯の定期検診を受けていますか)、問診5(非高齢者\_デンタルフロス(糸楊枝)や歯間ブラシを使つ、問診5(高齢者\_今までにかかった病気・現在かかっている病気は、問診6、問診6(非高齢者\_十分な時間をかけて歯をみがくことがあります、問診6(高齢者\_この検診結果は、本人が特定できる情報を除いて、問診7、問診7(この検診結果は、本人が特定できる情報を除いて、口腔保、問診7-1(歯をみがくとき、日常は歯磨き剤を使っていますか)、問診7-2(その歯磨き剤はフッ素入りのものですか)、問診10、問診10(この検診結果は、本人が特定できる情報を除いて、口腔、過去の問診、旧)問診2(高齢者H27-8\_口の病気(むし歯・歯周病)や、旧)問診3(高齢者H27-9\_口の健康は快適な日常生活をおく、旧)問診4(高齢者H27-8\_口腔ケアについて説明を受けたこ、旧)問診6(非高齢者H27-8\_鏡を使って歯や歯ぐきの様子を、旧)問診6(高齢者H27-8\_歯周病と糖尿病との間に関係があ、旧)問診7(非高齢者H28\_十分な時間をかけて歯をみがくこと、旧)問診8(H27\_十分な時間をかけて歯をみがくことがありますま、旧)問診8(H28\_歯周病と糖尿病との間に関係があることが分、旧)問診9(H27\_歯周病と糖尿病との間に関係があることが分、旧)問診9(H28\_この検診結果は、本人が特定できる情報を除

(歯科検診)

クリーニング実施、歯の本数、健全歯数、未処理歯数、処理歯数、現在歯数、欠損歯数、欠損補綴歯数、歯肉出血(最大値)、歯周ポケット(最大値)、旧)CPⅠ最大、内容、内容、判定、判定区分要精検内訳、要精検者受診結果連絡、当院にて検査実施、当院にて検査実施せず、要精検、要精検、要指導、要指導、指導内容、指導内容、口腔内状態・判定、口腔内の状態、歯石の付着、口腔機能、口腔機能検査実施、口腔機能1(咬合状態)、口腔機能2(咀嚼機能)、口腔機能3(嚥下機能)、口腔機能4(口腔乾燥)、口腔機能検査反復唾液嚥下テスト、パタカ音回数テストパ、パタカ音回数テストタ、パタカ音回数テストカ、嚥下テスト(回数)、パタカ音回数テストパ(回数)、パタカ音回数テストタ(回数)、パタカ音回数テストカ(回数)、その他の所見、その他の所見有無、その他の所見3(入れ歯の清掃)、その他の所見3(入れ歯の適合)、その他の所見4(食物摂取状態)、その他の所見5(発音状態)、その他の所見6(嚥下機能)、その他

の所見 7 (口臭)、その他の所見 8、その他項目、負担金区分、旧) 負担金区分 (H 2 7)、異動区分、カード区分

<骨粗しょう症検診>

(検診結果)

西暦年度、受診日、月区分、検診方式、実施医療機関、総合指導区分、特記事項

(個別検診)

個別) 身体計測、個別) 身長、個別) 体重、個別) 骨密度計測、個別) 測定方法、個別) 測定部位、個別) 骨密度値、個別) 骨密度単位、個別) Y A M 値、個別) 問診、個別) 問診 1、個別) 問診 2、個別) 問診 3、個別) 問診 4、個別) 問診 5、個別) 問診 6、個別) 問診 7、個別) 問診 8、個別) 問診 9、個別) 問診 10、個別) 問診 11、個別) 問診 12、個別) 問診 13、個別) 問診 14、個別) 問診 15、個別) 問診 16、その他項目、個別) 負担金区分、個別) F R A X 値、個別) 骨粗しょう症の治療有無

(集団検診)

集団) 骨密度番号、集団) ステフネス値、集団) 血縁者・大腿骨折、集団) 血縁者・腰背中の曲がり、集団) 血縁者・骨粗鬆症、集団) 骨折経験、集団) 下痢になりますか、集団) 治療経験、集団) ダイエット経験、集団) 定期的な運動、集団) 一日の歩行量、集団) 乳製品摂取量、集団) お酒類は飲みますか、集団) たばこを吸いますか、集団) たばこ量、集団) 腰背中の痛み、集団) 身長が低くなったり、集団) 背中腰が曲がってきた、集団) インポテンツ・性欲低下など、集団) 月経、集団) 月経状態、集団) 閉経理由、集団) 3ヶ月以上の投薬、集団) O S I、その他項目、集団) 宛名番号、集団) 自宅 T E L、集団) 受診番号、集団) コースコード、集団) 所属コード

(精検結果)

精検受診状況、精検受診日、精検医療機関、精検診断名

<前立腺がん検診>

(検診結果)

西暦年度、受診日、月区分、検診方式、実施医療機関、総合指導区分、特記事項

(個別検診)

個別) T - P S A、個別) T - P S A 所見、個別) F - P S A、個別) F - P S A 所見、個別) F / T 比、個別) F / T 比所見、個別) 検診歴、個別) 前立腺検診検診歴日、個別) 問診、I P S S (排尿後残尿)、I P S S (排尿後 2 時間)、I P S S (排尿中途切)、I P S S (排尿我慢)、I P S S (尿の勢い弱)、I P S S (排尿いきむ)、I P S S (床後排尿数)、I P S S 点数、I P S S 判定、I P S S 既往 (前立腺治療)、I P S S Q O L (排尿継続)、その他項目、個別) 負担金区分、個別) 受付日、個別) 受付番号、個別) 特定併用

(集団検診)

集団) P S A、集団) F / T 比、集団) f r e e - P S A、集団) 採血番号 (P S A)、その他項目、集団) 宛名番号、集団) 自宅 T E L、集団) 所属番号

(精検結果)

精検受診状況、精検受診日、精検医療機関、精検診断名

<肝炎検診>

(検診結果)

西暦年度、受診日、月区分、検診方式、実施医療機関、総合指導区分、特記事項

(個別検診)

個別) H B S 抗原、個別) H B S 所見、個別) H C V 抗体、個別) H C V 抗体所見、個別) H C V 核酸所見、その他項目、個別) 負担金区分、個別) 受付日、個別) 受付番号、個別) 特定併用、個別) カード区分、個別) 検診分類

(集団検診)

集団) H B S 抗原、集団) H C V 判定結果、集団) 採血番号(肝炎)、その他項目、集団) 宛名番号、集団) 自宅 T E L

<肺がん検診>

(検診結果)

西暦年度、受診日、月区分、検診方式、実施医療機関、総合指導区分、特記事項

(個別・集団－共通)

たばこ歴、本数、期間、喀痰検査、喀痰細胞診容器、喀痰提出日、喀痰 N o、喀痰細胞診判定

(個別検診－共通)

個別) カード区分、個別) 検診歴、個別) 検診歴年、個別) 個別検査方法、個別) 検診歴受診方法、個別) 検診歴受診結果、個別) 自覚症状せき、個別) 自覚症状たん、個別) B I 指数、個別) 喀痰細胞診ハイリスク、個別) 喀痰有無、個別) 一次読影、個別) 一次読影判定区分、個別) 二次読影日、個別) 二次読影、個別) 二次読影判定区分、個別) 二次読影判定、個別) 既往歴病名、その他項目、個別) 負担金区分、個別) 受付日、個別) 受付番号

(個別検診－X線)

X線) 既往歴、X線) 撮影、X線) 比較フィルム、X線) 撮影日、X線) 結核の有無、X線) 一次読影判定区分、X線) 二次所見、X線) 二次読影日、X線) 二次読影判定区分、X線) 二次所見、X線) 二次読影部位、X線) 二次読影所見、X線) レフリー読影判定

(個別検診－C T)

C T) 既往歴、C T) 一次読影、C T) 一次読影部位、C T) 一次読影所見、C T) 一次もっとも重い所見の判定、C T) 比較読影画像、C T) 二次読影、C T) 二次読影部位、C T) 二次読影所見、C T) 二次もっとも重い所見の判定、C T) 最終読影、C T) 最終読影部位、C T) 最終読影所見、C T) 最終判定

(個別検診－喀痰)

初再区分、喀痰判定

(集団検診)

喫煙指数、撮影方法、集団) メッキ、道路舗装等の職歴有無、集団) 病歴、集団) 胸部撮影番号、集団) 胸部判定、集団) 胸部疾患、集団) 結核判定、集団) 結核疾患、集団) 肺がん判定、集団) 肺がん疾患、集団) 結核学会分類 B、集団) 結核学会分類 2、集団) 結核学会分類 C、集団) 肺がん・結核区分、集団) 胸部総合判定結果、集団) 所見、集団) 部位 1-、集団) 部位 2①-、集団) 部位 2②-、集団) 部位 2③-、集団) 性状、その他項目、集団) 宛名番号、集団) 自宅 T E L

(精検結果)

精検受診日、精検医療機関、精検入力日、実施検査項目、実施検査項目、診断結果、結果その他、

診断後処置、経過観察期間、特記事項、入院区分、手術区分、手術予定日、手術予定機関、手術実施日、手術実施機関

#### ＜聴力検診＞

##### （検診結果）

西暦年度、受診日、月区分、検診方式、実施医療機関、受診番号、特記事項

##### （個別検診）

個別）障害の程度、個別）障害の原因、個別）事後処理の指示、個別）問診、個別）I-1 家族等同居、個別）I-2 運動実施、個別）I-3 困難有無、個別）I-3 ①大声、個別）I-3 ②テレビ、個別）I-3 ③会議、個別）I-3 ④家族、個別）I-4 労働環境、個別）I-5 耳の病気、個別）I-6 補聴器、個別）結果（右）、個別）聴力（右）、個別）検診結果（右）、個別）右250（気導）、個別）右250（骨導）、個別）右250（SO）、個別）右500（気導）、個別）右500（骨導）、個別）右500（SO）、個別）右1000（気導）、個別）右1000（骨導）、個別）右1000（SO）、個別）右2000（気導）、個別）右2000（骨導）、個別）右2000（SO）、個別）右4000（気導）、個別）右4000（骨導）、個別）右4000（SO）、個別）右8000（気導）、個別）右8000（骨導）、個別）右8000（SO）、個別）結果（左）、個別）聴力（左）、個別）検診結果（左）、個別）左250（気導）、個別）左250（骨導）、個別）左500（気導）、個別）左500（骨導）、個別）左500（SO）、個別）左1000（気導）、個別）左1000（骨導）、個別）左1000（SO）、個別）左2000（気導）、個別）左2000（骨導）、個別）左2000（SO）、個別）左4000（気導）、個別）左4000（骨導）、個別）左4000（SO）、個別）左8000（気導）、個別）左8000（骨導）、個別）左8000（SO）、その他項目、個別）負担金区分

#### ＜緑内障検診＞

##### （検診結果）

西暦年度、受診日、月区分、検診方式、実施医療機関、受診番号、負担金区分、検診歴、検診歴年、検診歴診断結果、診断歴その他コメント、既往歴眼疾患、既往歴眼内手術、全身疾患糖尿病、全身疾患高血圧、全身疾患高脂血症、全身疾患その他、全身疾患なし不明、家族歴、家族歴あり続柄、眼圧（右）、眼圧（左）、眼圧計、浅前房、落屑、虹彩後癒着、前眼部その他、vanHeric 法、特記事項

##### （一次検診内容）

一次陥凹拡大右、一次陥凹拡大左、一次陥凹の左右差右、一次陥凹の左右差左、一次乳頭辺縁部の菲薄化右、一次乳頭辺縁部の菲薄化左、一次乳頭辺縁部のノッチ形成右、一次乳頭辺縁部のノッチ形成左、一次乳頭辺縁部出血右、一次乳頭辺縁部出血左、一次網膜神経線維層欠損右、一次網膜神経線維層欠損左、一次眼底透見困難右、一次眼底透見困難左、一次眼圧が 20mmHg 以上、一次隅角閉塞疑い、一次緑内障性視神経障害疑い、一次検診判定、一次検診眼疾患

##### （二次検診内容）

二次陥凹拡大右、二次陥凹拡大左、二次陥凹の左右差右、二次陥凹の左右差左、二次乳頭辺縁部の菲薄化右、二次乳頭辺縁部の菲薄化左、二次乳頭辺縁部ノッチ形成右、二次乳頭辺縁部ノッチ形成左、二次乳頭辺縁部出血右、二次乳頭辺縁部出血左、二次網膜神経線維層欠損右、二次網膜

神経線維層欠損左、二次眼底透見困難右、二次眼底透見困難左、二次眼圧が20mmHg以上、二次隅角閉塞疑い、二次緑内障性視神経障害疑い、二次検診判定、二次検診眼疾患、画像評価

#### ＜特定健康診査＞

##### （健診結果）

西暦年度、受診日、受診日年齢、年度末年齢、受診時国保区分、受診券整理番号、受診券有効期限、受診券発行保険者番号、受診種別、健診方式、医療機関名、月区分、情報提供の方法、初回面接実施、身体計測、身長、体重、標準体重、肥満度分類、B M I 、腹囲、内臓脂肪面積、内臓脂肪判定、診察、既往歴、具体的な既往歴、自覚症状、具体的な自覚症状、他覚症状、具体的な他覚症状、血压等、血压（収縮期）1回目、血压（拡張期）1回目、血压分類1回目、血压（収縮期）2回目、血压（拡張期）2回目、血压分類2回目、血压（収縮期）その他、血压（拡張期）その他、血压分類その他、血压判定

##### （血液検査）

採血時間（食後）、生化学検査、中性脂肪、H D Lコレステロール、L D Lコレステロール、脂質判定、n o n - H D Lコレステロール、総コレステロール、G O T (A S T)、G P T (A L T)、 $\gamma$ -G T ( $\gamma$ -G T P)、肝機能判定、血糖検査、空腹時血糖、隨時血糖、H b A 1 c (J D S 値)、H b A 1 c (N G S P 値)、血糖判定、尿検査、尿糖、尿蛋白、血液像検査、ヘマトクリット、ヘモグロビン、赤血球数、貧血判定、貧血検査実施理由、血清クレアチニン、eGFR、eGFR 重症度、血清クレアチニン（対象者）、血清クレアチニン実施理由

##### （心電図・眼底・医師の判断）

心電図検査、心電図所見の有無、心電図所見、心電図検査実施理由、心電図（対象者）、眼底検査、眼底 KW、眼底 H、眼底 S、眼底 S C O T T 、眼底 W O N G 、眼底 D A V I S 、眼底所見、眼底検査実施理由、眼底（対象者）、医師の判断、メタボリックシンドローム判定、保健指導レベル、保健指導レベル（健診機関）、医師の判断、判断した医師の氏名、支援相当該当区分、服薬確認者（血糖）、服薬確認者（脂質）、服薬確認者（血压）、除外確認年月日

##### （問診）

薬剤治療の有無（血压）、薬剤名（血压）、服薬理由（血压）、薬剤治療の有無（血糖）、薬剤名（血糖）、服薬理由（血糖）、薬剤治療の有無（脂質）、薬剤名（脂質）、服薬理由（脂質）、脳卒中の罹患・治療あり、心臓病の罹患・治療あり、腎不全の罹患・治療あり、貧血といわれたことがある、タバコを習慣的に吸っている、20歳の時から10Kg以上増加、30分以上の運動を週2日以上、1年以上実施、日常生活において歩行又は同等の身体活動を1日1時間以上実施、同世代の同性と比較して歩く速度が速い、食事をかんで食べるときの状態、人と比較して食べる速度が速い、就寝前の食事が週に3回以上、朝昼夕以外に間食や飲み物を摂取、朝食を抜くことが週3回以上、お酒を飲む程度、1日あたりの飲酒量、睡眠で休養が得られている、生活習慣を改善してみようと思う、生活習慣（運動）を改善してみようと思う、生活習慣（食事）を改善してみようと思う、生活習慣（喫煙）を改善してみようと思う、保健指導を利用する、1年間で体重の増減が±3Kg以上、夕食後の間食が週3回以上

##### （優先順位付け項目）

年齢が比較的若い、保健指導レベルが悪化、生活習慣改善の必要性が高い、前年度対象であったが指導未受診、優先付け項目⑤、優先付け項目⑥、優先付け項目⑦、優先付け項目⑧、優先付け項目⑨、優先付け項目⑩

(その他情報)

診断名・指導区分、診断名、指導区分、服薬歴、服薬種別、喫煙歴、喫煙区分、喫煙本数、喫煙年数、情報提供（受診の必要性を含む）、個別の働きかけ、特定保健指導以外での指導

(特定健診機関情報)

特定健診機関番号、特定健診機関名称、特定健診機関郵便番号、特定健診機関所在地、特定健診機関電話番号

(受診者・保険証情報)

保険者番号、被保険者証等記号、被保険者証等番号、受診者氏名、受診者郵便番号、受診者住所（データ取り込み情報）

国保連から取込み、国保連からの取込み日、健診機関から取込み、健診機関からの取込み日、実施区分

(自動計算項目)

血圧（収縮期）優先、血圧（拡張期）優先、血圧分類 優先、腹囲該当、腹囲対象外、B M I 評価該当、喫煙該当、薬剤血糖該当、薬剤脂質該当、薬剤血圧該当、服薬なしの保健指導レベル、評価対象、特定健診受診対象

(追加項目)

集団）病気（肝臓病）、集団）病気（痛風）、集団）自覚症状、集団）採血番号、集団）採血時間（食後）、集団）心電図番号、心電図所見、心電図所見（判定）、集団）眼底番号、眼底判定、集団）診察所見、尿酸、血小板、尿潜血、集団）追加心電図、集団）追加眼底、集団）追加貧血・既往症、集団）追加貧血・視診、集団）追加血清クレアチニン、集団）支払上の受診月、集団）保険者番号2、貧血詳細、心電図詳細、クレアチニン詳細、眼底詳細、個別）カード区分、個別）眼底依頼、個別）眼底所見、個別）眼底糖尿病性、個別）血糖検査種別、個別）赤血球所見、個別）血色素所見、個別）ヘマトクリット所見、個別）血糖所見、個別）血小板所見、個別）H b A 1 c 所見、個別）総コレステロール所見、個別）H D Lコレステロール所見、個別）中性脂肪所見、個別）血清クレアチニン所見、個別）G O T (A S T) 所見、個別）G P T (A L T) 所見、個別） $\gamma$ -G T ( $\gamma$ -G T P) 所見、個別）尿酸所見、個別）胸部X線、個別）結核、個別）総合判定、個別）要指導（循環器）、個別）要指導（X線）、個別）要指導（貧血）、個別）要指導（血糖）、個別）要指導（脂質）、個別）要指導（腎機能）、個別）要指導（肝機能）、個別）要指導（診察所見）、個別）要指導（身体検査）、個別）要指導（尿検査）、個別）保健指導場所、個別）要医療（循環器）、個別）要医療（X線）、個別）要医療（貧血）、個別）要医療（血糖）、個別）要医療（脂質）、個別）要医療（腎機能）、個別）要医療（肝機能）、個別）要医療（診察所見）、個別）要医療（身体検査）、個別）要医療（尿検査）、個別）家族歴（有無）、個別）既往歴（有無）、個別）自覚（有無）、個別）飲酒頻度、個別）飲酒量（日本酒）、個別）飲酒量（ビール）、個別）飲酒量（ウイスキー）、個別）飲酒期間、個別）受付日、個別）受付番号、個別）検診分類、個別）L D Lコレステロール所見、個別）甲状腺、個別）腹囲所見、個別）X線実施区分、個別）眼底片目両目、個別）eGFR所見、個別）n o n - H D Lコレステロール所見、個別）血糖検査種別（～H 2 9）、個別）健診有効期限、個別）家族歴、個別）家族歴（病名）、個別）家族歴（父母）、個別）家族歴（祖父母）、個別）家族歴（兄弟）、個別）家族歴（子供）、個別）既往歴、個別）既往歴（病名）、個別）既往歴（年齢）、個別）自覚症状、個別）自覚症状、個別）理学所見、個別）理学所見、その他項目、集団）個人番号、集団）自宅T E L、負担金区分

## <後期高齢者健康診査>

### (健診結果)

西暦年度、受診日、受診日年齢、年度末年齢、受診時国保区分、受診券整理番号、受診券有効期限、受診券発行保険者番号、健診方式、医療機関名、月区分、情報提供の方法、初回面接実施、身体計測、身長、体重、標準体重、肥満度分類、B M I、腹囲、内臓脂肪面積、内臓脂肪判定、診察、既往歴、具体的な既往歴、自覚症状、具体的な自覚症状、他覚症状、具体的な他覚症状、血圧等、血圧（収縮期）1回目、血圧（拡張期）1回目、血圧分類1回目、血圧（収縮期）2回目、血圧（拡張期）2回目、血圧分類2回目、血圧（収縮期）その他、血圧（拡張期）その他、血圧分類その他、血圧判定

### (血液検査)

採血時間（食後）、生化学検査、中性脂肪、H D Lコレステロール、L D Lコレステロール、脂質判定、n o n - H D Lコレステロール、総コレステロール、G O T (A S T)、G P T (A L T)、 $\gamma$ -G T ( $\gamma$ -G T P)、肝機能判定、血糖検査、空腹時血糖、隨時血糖、H b A 1 c (J D S 値)、H b A 1 c (N G S P 値)、血糖判定、尿検査、尿糖、尿蛋白、血液像検査、ヘマトクリット、ヘモグロビン、赤血球数、貧血判定、貧血検査実施理由、血清クレアチニン、eGFR、eGFR 重症度、血清クレアチニン（対象者）、血清クレアチニン実施理由

### (心電図・眼底・医師の判断)

心電図検査、心電図所見の有無、心電図所見、心電図検査実施理由、心電図（対象者）、眼底検査、眼底 K W、眼底 H、眼底 S、眼底 S C O T T、眼底 W O N G、眼底 D A V I S、眼底所見、眼底検査実施理由、眼底（対象者）、医師の判断、メタボリックシンドローム判定、保健指導レベル、保健指導レベル（健診機関）、医師の判断、判断した医師の氏名、支援相当該当区分、服薬確認者（血糖）、服薬確認者（脂質）、服薬確認者（血圧）、除外確認年月日

### (問診)

2020 年度以降の質問票、あなたの現在の健康状態、毎日の生活に満足しているか、1日3食きちんと食べているか、半年前より固いものが食べにくい、お茶や汁物等でもむせることがある、半年で2～3kg 以上の体重減少、以前より歩く速度が遅くなった、この1年間に転んだことがあるか、運動を週に1回以上しているか、物忘れがあると言われるか、何月何日かわからない時があるか、たばこを吸うか、週に1回以上は外出しているか、家族や友人と付き合いがあるか、体調が悪い時相談できる人がいる、過去の問診、薬剤治療の有無（血圧）、薬剤名（血圧）、服薬理由（血圧）、薬剤治療の有無（血糖）、薬剤名（血糖）、服薬理由（血糖）、薬剤治療の有無（脂質）、薬剤名（脂質）、服薬理由（脂質）、脳卒中の罹患・治療あり、心臓病の罹患・治療あり、腎不全の罹患・治療あり、貧血といわれたことがある、タバコを習慣的に吸っている、20 歳の時から10Kg 以上増加、30 分以上の運動を週2 日以上、1 年以上実施、日常生活において歩行又は同等の身体活動を1 日 1 時間以上実施、同世代の同性と比較して歩く速度が速い、1 年間で体重の増減が±3Kg 以上、人と比較して食べる速度が速い、就寝前の食事が週に3 回以上、夕食後の間食が週3 回以上、朝食を抜くことが週3 回以上、お酒を飲む程度、1 日あたりの飲酒量、睡眠で休養が得られている、生活習慣を改善してみようと思う、生活習慣（運動）を改善してみようと思う、生活習慣（食事）を改善してみようと思う、生活習慣（喫煙）を改善してみようと思う、保健指導を利用する、食事をかんで食べるときの状態、朝昼夕以外に間食や飲み物を摂取

### (優先順位付け項目)

年齢が比較的若い、保健指導レベルが悪化、生活習慣改善の必要性が高い、前年度対象であった

が指導未受診、優先付け項目⑤、優先付け項目⑥、優先付け項目⑦、優先付け項目⑧、優先付け項目⑨、優先付け項目⑩

(その他情報)

診断名・指導区分、診断名、指導区分、服薬歴、服薬種別、喫煙歴、喫煙区分、喫煙本数、喫煙年数、情報提供（受診の必要性を含む）、個別の働きかけ、特定保健指導以外での指導

(特定健診機関情報)

特定健診機関番号、特定健診機関名称、特定健診機関郵便番号、特定健診機関所在地、特定健診機関電話番号

(受診者・保険証情報)

保険者番号、被保険者証等記号、被保険者証等番号、受診者氏名、受診者郵便番号、受診者住所（データ取り込み情報）

国保連から取込み、国保連からの取込み日、健診機関から取込み、健診機関からの取込み日、実施区分

(自動計算項目)

血圧（収縮期）優先、血圧（拡張期）優先、血圧分類 優先、腹囲該当、腹囲対象外、B M I 該当、喫煙該当、薬剤血糖該当、薬剤脂質該当、薬剤血圧該当、服薬なしの保健指導レベル、評価対象、特定健診受診対象

(追加項目)

集団）病気（肝臓病）、集団）病気（痛風）、集団）自覚症状、集団）採血番号、集団）採血時間（食後）、集団）心電図番号、心電図所見、心電図所見（判定）、集団）眼底番号、眼底判定、集団）診察所見、尿酸、血小板、尿潜血、集団）追加心電図、集団）追加眼底、集団）追加貧血・既往症、集団）追加貧血・視診、集団）追加血清クレアチニン、集団）支払上の受診月、集団）保険者番号2、貧血詳細、心電図詳細、クレアチニン詳細、眼底詳細、個別）カード区分、個別）眼底依頼、個別）眼底所見、個別）眼底糖尿病性、個別）血糖検査種別、個別）赤血球所見、個別）血色素所見、個別）ヘマトクリット所見、個別）血糖所見、個別）血小板所見、個別）H b A 1 c 所見、個別）総コレステロール所見、個別）H D Lコレステロール所見、個別）中性脂肪所見、個別）血清クレアチニン所見、個別）G O T（A S T）所見、個別）G P T（A L T）所見、個別） $\gamma$ -G T（ $\gamma$ -G T P）所見、個別）尿酸所見、個別）胸部X線、個別）結核、個別）総合判定、個別）要指導（循環器）、個別）要指導（X線）、個別）要指導（貧血）、個別）要指導（血糖）、個別）要指導（脂質）、個別）要指導（腎機能）、個別）要指導（肝機能）、個別）要指導（診察所見）、個別）要指導（身体検査）、個別）要指導（尿検査）、個別）保健指導場所、個別）要医療（循環器）、個別）要医療（X線）、個別）要医療（貧血）、個別）要医療（血糖）、個別）要医療（脂質）、個別）要医療（腎機能）、個別）要医療（肝機能）、個別）要医療（診察所見）、個別）要医療（身体検査）、個別）要医療（尿検査）、個別）家族歴（有無）、個別）既往歴（有無）、個別）自覚（有無）、個別）飲酒頻度、個別）飲酒量（日本酒）、個別）飲酒量（ビール）、個別）飲酒量（ウイスキー）、個別）飲酒期間、個別）受付日、個別）受付番号、個別）検診分類、個別）L D Lコレステロール所見、個別）甲状腺、個別）腹囲所見、個別）X線実施区分、個別）眼底片目両目、個別）eGFR所見、個別）n o n-H D Lコレステロール所見、個別）血糖検査種別（～H 2 9）、個別）健診有効期限、個別）家族歴、個別）家族歴（病名）、個別）家族歴（父母）、個別）家族歴（祖父母）、個別）家族歴（兄弟）、個別）家族歴（子供）、個別）既往歴、個別）既往歴（病名）、個別）既往歴（年齢）、個別）自覚症状、個別）自覚症状、個別）理学所見、

個別) 理学所見、その他項目、集団) 個人番号、集団) 自宅TEL、負担金区分

#### ＜もの忘れ健診（一次）＞

##### （検診結果）

西暦年度、受診日、月区分、検診方式、実施医療機関、一次調査判定、認知症治療中有無、介護サービス利用有無、特記事項

##### （設問）

一次調査項目 1（昨年比較、物を置いた場所）、一次調査項目 2（昨年比較、日付や曜日）、一次調査項目 3（昨年比較、ここ数日の事）、一次調査項目 4（昨年比較、家族の名前）、一次調査項目 5（通常の食事・・・）、一次調査項目 6（すべての衣服・・・）、一次調査項目 7（便意を感じた時・・・）、一次調査項目 8（尿意を感じた時・・・）、一次調査項目 9（手洗い、洗顔・・・）、一次調査項目 10（介助や見守り・・・）、一次調査項目 11（自分で電話番号・・・）、一次調査項目 12（何かの行事の・・・）、一次調査項目 13（何かの世話係・・・）、一次調査項目 14（ひとりでバスや・・・）、一次調査項目 15（見知らぬ場所・・・）、一次調査項目 16（決まった分量・・・）、一次調査項目 17（家賃や公共料金・・・）、一次調査項目 18（日用品の買い物物・・・）、一次調査項目 19（請求書の支払い・・・）、一次調査項目 20（銀行預金、郵便・・・）、一次調査項目 21（年金や税金の・・・）、一次調査項目 22（自分で食事の・・・）、一次調査項目 23（自分で掃除ができる）、一次調査項目 24（洗濯物・食器など・・・）、一次調査項目 25（手紙や文章を・・・）

#### ＜もの忘れ健診（二次）＞

##### （検診結果）

西暦年度、受診日、月区分、検診方式、実施医療機関、受診番号、負担金区分、判定、かかりつけ医判定、かかりつけ医所見、医師名、MMS E 検査判定、検診日、処理日、判定会年月日、判定会結果、精密検査要否、DLB 点数、DLB 疑い、特記事項

##### （設問）

設問 1 年：今年は何年ですか、設問 1 季節：今の季節は何ですか、設問 1 曜日：今日は何曜日ですか、設問 1 月：今日は何月ですか、設問 1 日：今日は何日ですか、設問 2 県：ここは何県ですか、設問 2 市：ここは何市ですか、設問 2 病院：ここは何病院ですか、設問 2 階：ここは何階ですか、設問 2 地方：ここは何地方ですか、設問 3：物品名、設問 4：10 0 から順に 7 を引く（5 回まで）、設問 5：設問 3 で提示した物品名を再度復唱させる、設問 6 時計：（時計を見せながら）これは何ですか、設問 6 鉛筆：（鉛筆を見せながら）これは何ですか、設問 7：文章を繰返す「みんなで力を合わせて綱を引きます」、設問 8 第一：「右手にこの紙を持ってください」、設問 8 第二：「それを半分に折りたたんでください」、設問 8 第三：「机の上に置いてください」、設問 9：「目を閉じてください」、設問 10：（何か文章を書いてください）、設問 11：（何か図形を書いてください）、得点合計

#### ＜検診マスター＞

##### （日次更新項目）

西暦年度、当初年月日、受診券番号、世帯番号、抜き取り区分、帳票区分、健診区分、国籍区分、カナ氏名、漢字氏名、外字フラグ、町丁コード、字コード、郵便番号、住所、方書、生年月日、

性別、年齢、受給者該当、負担金区分、マスタ登録年月日、選択項目該当、基本資格、肝炎資格、前立腺資格、肺資格、胃資格、大腸資格、乳資格、子宮資格、歯資格、骨粗資格、聴力資格、緑内障資格、もの忘れ資格、国保フラグ、国保記番、生保フラグ、後期フラグ、後期被保番、新受診券番号、被扶養フラグ、校下コード、保健所コード、記号（外部提供用）、番号（外部提供用）、課税非課税区分、胃がん検診 X 線年齢該当、胃がん検診内視鏡年齢該当、胃がんペプシノゲン検診年齢該当、肺がん検診 CT 年齢該当、口腔機能検査年齢該当

（発行最新項目）

【発行最新】西暦年度、【発行最新】退避日、【発行最新】宛名番号、【発行最新】受診券番号、【発行最新】世帯番号、【発行最新】抜き取り区分、【発行最新】帳票区分、【発行最新】健診区分、【発行最新】国籍区分、【発行最新】カナ氏名、【発行最新】漢字氏名、【発行最新】外字フラグ、【発行最新】町丁コード、【発行最新】字コード、【発行最新】郵便番号、【発行最新】住所、【発行最新】方書、【発行最新】生年月日、【発行最新】性別、【発行最新】年齢、【発行最新】受給者該当、【発行最新】負担金区分、【発行最新】マスタ登録年月日、【発行最新】選択項目該当、【発行最新】基本資格、【発行最新】肝炎資格、【発行最新】前立腺資格、【発行最新】肺資格、【発行最新】胃資格、【発行最新】大腸資格、【発行最新】乳資格、【発行最新】子宮資格、【発行最新】歯資格、【発行最新】骨粗資格、【発行最新】聴力資格、【発行最新】緑内障資格、【発行最新】もの忘れ資格、【発行最新】国保フラグ、【発行最新】国保記番、【発行最新】生保フラグ、【発行最新】後期フラグ、【発行最新】後期被保番、【発行最新】新受診券番号、【発行最新】被扶養フラグ、【発行最新】校下コード、【発行最新】保健所コード、【発行最新】記号（外部提供用）、【発行最新】番号（外部提供用）、【発行最新】課税非課税、【発行最新】胃がん検診 X 線年齢該当、【発行最新】胃がん検診内視鏡年齢該当、【発行最新】胃ペプシノゲン検診年齢該当、【発行最新】肺がん検診 CT 年齢該当、【発行最新】口腔機能検査年齢該当

（当初発行項目）

【当初】西暦年度、【当初】退避日、【当初】宛名番号、【当初】受診券番号、【当初】世帯番号、【当初】抜き取り区分、【当初】帳票区分、【当初】健診区分、【当初】国籍区分、【当初】カナ氏名、【当初】漢字氏名、【当初】外字フラグ、【当初】町丁コード、【当初】字コード、【当初】郵便番号、【当初】住所、【当初】方書、【当初】生年月日、【当初】性別、【当初】年齢、【当初】受給者該当、【当初】負担金区分、【当初】マスタ登録年月日、【当初】選択項目該当、【当初】基本資格、【当初】肝炎資格、【当初】前立腺資格、【当初】肺資格、【当初】胃資格、【当初】大腸資格、【当初】乳資格、【当初】子宮資格、【当初】歯資格、【当初】骨粗資格、【当初】聴力資格、【当初】緑内障資格、【当初】もの忘れ資格、【当初】国保フラグ、【当初】国保記番、【当初】生保フラグ、【当初】後期フラグ、【当初】後期被保番、【当初】新受診券番号、【当初】被扶養フラグ、【当初】校下コード、【当初】保健所コード、【当初】記号（外部提供用）、【当初】番号（外部提供用）、【当初】課税非課税、【当初】胃がん検診 X 線年齢該当、【当初】胃がん検診内視鏡年齢該当、【当初】胃がんペプシノゲン検診年齢該当、【当初】肺がん検診 CT 年齢該当、【当初】口腔機能検査年齢該当

＜世帯情報＞

処理区分、住所コード、町内会コード、住所日本語、地番甲乙判定、地番 本番、地番 枝番、地番 末番、地番編集区分、方書コード、方書日本語、方書バーコード、世帯主宛名番号、郵便番号、小学校区、中学校区、保健推進委員、民生委員、電話番号、FAX 番号、課税世帯区分、世帯

主カナ氏名、世帯予備1、世帯予備2、世帯予備3、世帯予備4、世帯予備5

＜個人情報＞

世帯番号、宛名番号予備、世帯番号予備、処理区分、カナ氏名、漢字氏名、通称カナ氏名、通称氏名、住民情報表示区分、生年月日、性別、続柄1、続柄2、続柄3、続柄4、異動事由、異動日、異動届出日、住民になった事由、住民になった 異動日、住民になった 届出日、住民でなくなった事由、住民でなくなった 異動日、住民でなくなった 届出日、住定日 事由、住定日、住定日 届出日、住民区分、外国人判定、国籍、家族判定、家族判定 順位、特徴判定、普徴判定、課税区分、所得割、個人用電話番号(携帯・P H S)、校下、個人用中学校区、Eメール1、Eメール2、転入前住所、転出後住所、総合登録番号、送付用市内住所コード、送 郵便番号、送 丁番号、送 本番、送 枝番、送 末番、送 住所日本語、送 方書日本語、送 方書バーコード、送 宛先人氏名、送 予備1、送 予備2、送 予備3、送 予備4、送 予備5、送 フラグ、個人予備1、個人予備2、個人予備3、個人予備4、個人予備5、個人情報表示設定2、個人情報表示設定3、個人情報表示設定4、個人情報表示設定5、ソート用続柄、総合被保険者番号、外国人住民日、第30条45規定区分、在留資格、在留期間等(yyyymmdd)、在留期間等終了日、在留コード等番号、氏名文字数、通称名優先氏名文字数、送付用優先氏名文字数、検索用カナ氏名、検索用通称カナ氏名、個人住所コード、個人町内会コード、個人住所日本語、個人地番甲乙判定、個人地番 本番、個人地番 枝番、個人地番 末番、個人地番編集区分、個人方書コード、個人方書日本語、個人方書バーコード、個人郵便番号、統合宛名番号

令和4年2月22日	<p>I 基本情報            1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務            ②事務の内容</p>	<p>健康増進法(平成十四年法律第百三号)に基づき、以下の事務を実施する。            お勤めされていない方などのうち特定の年齢の方を対象とし、受診券を交付し受診勧奨する。            ①対象者に受診券を発送する。            ②対象者は、医療機関での個別検診か特定の施設での集団検診で受診する。            ③受診データが金沢市に送付される。</p> <p>また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の別表第1の項番76の規定により、以下的事務において個人番号を利用する。</p> <p>①がん検診等を受診した結果をシステムに取り込み管理する。            ②結果の集計を行う。</p>	<p>健康増進法(平成十四年法律第百三号)に基づき、以下の事務を実施する。            お勤めされていない方などのうち特定の年齢の方を対象とし、受診券を交付し受診勧奨する。            ①対象者に受診券を発送する。            ②対象者は、医療機関での個別検診か特定の施設での集団検診で受診する。            ③受診データが金沢市に送付される。</p> <p>また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の別表第1の項番76の規定により、健康増進法第17条第1項及び第19条の2の健康増進事業の実施に関する事務において個人番号を利用する。</p> <p>＜中間サーバー・番号連携システムにおける事務の内容＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規個人番号の宛名情報が連携された際に、情報提供用個人識別符号の取得要求を行う。(番号連携システム要件)</li> <li>・番号法別表第2に記載されている提供側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムに提供する。(番号連携システム、中間サーバー要件)</li> <li>・番号法別表第2に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。(番号連携システム、中間サーバー要件)</li> </ul>	事前	事後で足りるもの の任意に事前に提出
令和4年2月22日	<p>I 基本情報            2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム            システム4            ①名称</p>		番号連携システム	事前	事後で足りるもの の任意に事前に提出

令和4年2月22日	I 基本情報 2. 特定個人情報 ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	①宛名管理機能 ・既存業務システムから住登者データ、住登外データを受領し、番号連携サーバー内の統合宛名DBに反映を行う。  ②統合宛名番号の付番機能 ・個人番号が新規入力されたタイミングで、統合宛名番号の付番を行う。  ③符号要求機能 ・個人番号を特定済みの統合宛名番号を中間サーバーに登録し、中間サーバーに情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。 ・中間サーバーから返却された処理通番は住基GWへ送信する。  ④情報提供機能 ・各業務で管理している別表第2の提供業務情報を受領し、中間サーバーへの情報提供を行う。  ⑤情報照会機能 ・中間サーバーへ他団体への情報照会を要求し、返却された照会結果を画面表示または、各業務システムにファイル転送を行う。	事前	事後で足りるものとの任意に事前に提出
令和4年2月22日	I 基本情報 2. 特定個人情報 ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ③他システムとの接続	既存住民基本台帳システム、税務システム、中間サーバー、国民健康保険システム、介護保険システム、福祉保健総合システム、健康情報システム、子ども・子育て支援システム	事前	事後で足りるものとの任意に事前に提出
令和4年2月22日	I 基本情報 2. 特定個人情報 ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ①名称	中間サーバー	事前	事後で足りるものとの任意に事前に提出

令和4年2月22日	<p>I 基本情報</p> <p>2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5</p> <p>②システムの機能</p>	<p>①符号管理機能 ・情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」を紐付け、その情報を保管・管理する。</p> <p>②情報照会管理機能 ・情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。</p> <p>③情報提供機能 ・情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。</p> <p>④既存システム接続機能 ・中間サーバーと既存業務システム、番号連携システム及び既存住民基本台帳システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>⑤情報提供等記録管理機能 ・特定個人情報(連携対象)の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。</p> <p>⑥情報提供データベース管理機能 ・特定個人情報(連携対象)を副本として保管・管理する。</p> <p>⑦データ送受信機能 ・中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェースシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>⑧セキュリティ管理機能 ・特定個人情報(連携対象)の暗号化及び複号や電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム(インターフェースシステム)から受信した情報提供ネットワークシステム配信マスター情報を管理する。</p> <p>⑨職員認証・権限管理機能 ・中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p> <p>⑩システム管理機能 ・バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れの情報を削除する。</p>	事前	事後で足りるもの 任意に事前に提出
-----------	---	--	----	----------------------

令和4年2月22日	I 基本情報 2. 特定個人情報 ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ③他システムとの接続		情報提供ネットワークシステム、 宛名システム等	事前	事後で足りるもの の任意に事前に提出
令和4年2月22日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステム による情報連携 ※ ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	重要な変更
令和4年2月22日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステム による情報連携 ※ ②法令上の根拠		・番号法第 19 条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2  (別表第2における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第4欄(特定個人情報)に「健康増進法による健康増進事業」が含まれる項(102 の2の項)  (別表第2における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第2欄(事務)に「健康増進法による健康増進事業」が含まれる項(102 の2の項)	事前	重要な変更
令和4年2月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報 ファイルの入手・ 使用 ①入手元	評価実施機関内の他部署(市民課)	評価実施機関内の他部署(市民課)、地方公共団体・地方独立行政法人(他市区町村)	事前	重要な変更
令和4年2月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報 ファイルの入手・ 使用 ②入手方法	電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)、その他(府内LAN)	電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)、情報提供ネットワークシステム、その他(府内LAN)	事前	事後で足りるもの の任意に事前に提出
令和4年2月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報 の提供・移転(委 託に伴うものを除 く。) 提供・移転の有 無	行っていない	提供を行っている(1件)	事前	事後で足りるもの の任意に事前に提出
令和4年2月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報 の提供・移転(委 託に伴うものを除 く。) 提供先1		市町村長	事前	事後で足りるもの の任意に事前に提出

令和4年2月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の102の2の項	事前	事後で足りるものとの任意に事前に提出
令和4年2月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ②提供先における用途	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事前	事後で足りるものとの任意に事前に提出
令和4年2月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ③提供する情報	健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの	事前	事後で足りるものとの任意に事前に提出
令和4年2月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ④提供する情報の対象となる本人の数	10万人以上 100万人未満	事前	事後で足りるものとの任意に事前に提出
令和4年2月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の住民検診の対象者	事前	事後で足りるものとの任意に事前に提出
令和4年2月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ⑥提供方法	情報提供ネットワークシステム	事前	事後で足りるものとの任意に事前に提出
令和4年2月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度	事前	事後で足りるものとの任意に事前に提出

令和4年2月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	<p>〈本市における措置〉</p> <p>①指紋認証装置を設置した、あらかじめ許可された者のみが入室できる場所のサーバラック内のサーバーに保管し、一部のものは磁気テープに書き出して保存している。</p> <p>②紙媒体は、施錠された保管庫に保存している。</p>	<p>〈本市における措置〉</p> <p>①指紋認証装置を設置した、あらかじめ許可された者のみが入室できる場所のサーバラック内のサーバーに保管し、一部のものは磁気テープに書き出して保存している。</p> <p>②紙媒体は、施錠された保管庫に保存している。</p> <p>〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームは、データセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。</p> <p>②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	事前	重要な変更
令和4年2月22日	III リスク対策 3. 個人情報の利用 リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報と紐付けが行われるリスク リスクに対する措置の内容	・健康情報システムは、業務に関係の無い情報を保有していない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康情報システムは、業務に関係の無い情報を保有していない。</li> <li>・システム間の連携を行う「番号連携システム」については、法令に定められた部署以外からのアクセスが行えないような仕組みを構築する。また、番号連携システムへは、権限のない者の接続を認めない。</li> </ul>	事前	重要な変更
令和4年2月22日	III リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	提供・移転しない	提供・移転する	事前	重要な変更
令和4年2月22日	III リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 特定個人情報の提供・移転に関するルール		定めている	事前	重要な変更
令和4年2月22日	III リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) ルールの内容及びルール遵守の確認方法		<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法及び番号法に基づく本市条例規則により規定された事項のみ行う。</li> <li>・職員を受講対象として個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修会を年1回実施したうえで、研修内容に沿った運用が出来ているかチェックする。</li> </ul>	事前	重要な変更

令和4年2月22日	III リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) その他の措置の内容		外部媒体へのデータ書き出しをシステム側で禁止しており、申請があった場合のみ書き出しを許可している。	事前	重要な変更
令和4年2月22日	III リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスクへの対策は十分か		十分である	事前	重要な変更
令和4年2月22日	III リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		<p>＜不適切な方法で提供・移転が行われるリスク＞ ・既存システム相互間の連携はシステム上、番号法及び本市条例上認められる提供及び移転のみが行われる仕組みとなっており、不適切な方法で提供又は移転されることはない。</p> <p>＜誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク＞ ・既存システム相互間の連携はシステム上、番号法及び本市条例上認められる提供及び移転のみが行われる仕組みとなっており、誤った情報を提供・移転及び誤った相手に提供・移転にされることはない。 ・データの書き出しあは、申請があった際に特定の端末で実施する。</p>	事前	重要な変更
令和4年2月22日	III リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	接続しない(入手)、接続しない(提供)	接続する(入手)、接続する(提供)	事前	重要な変更

	<p>令和4年2月22日</p> <p>III リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1：目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容</p>		<p>＜番号連携システムのソフトウェアにおける措置＞</p> <p>①番号連携システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等を記録することで、不適切な端末操作や情報照会・情報連携を抑止する。</p> <p>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞</p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに 対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能</p> <p>(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの</p> <p>(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能</p>	事前	重要な変更
令和4年2月22日	<p>III リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1：目的外の入手が行われるリスク リスクへの対策は十分か</p>		十分である	事前	重要な変更

令和4年2月22日	<p>III リスク対策</p> <p>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</p> <p>リスク2：不正な提供が行われるリスク</p> <p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>＜番号連携システムのソフトウェアにおける措置＞</p> <p>①慎重な対応が求められる情報(DV被害者など)については中間サーバーにて情報照会に対する自動応答がなされないよう、自動応答を不可とする個人(団体内統合宛名番号など)又は特定個人情報を管理し、中間サーバーの自動応答不可フラグを設定することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>②番号連携システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等を記することで、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。</p> <p>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞</p> <p>①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーに格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>	事前	重要な変更
-----------	---	--	----	-------

令和4年2月22日	III リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2: 不正な提供が行われるリスク リスクへの対策は十分か		十分である	事前	重要な変更
令和4年2月22日	III リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		-	事前	重要な変更
令和4年2月22日	III リスク対策 9. 従業者への教育・啓発 具体的な方法	<p>＜業務システムの運用における措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員に対して、個人情報保護に関する研修の受講を義務付ける。</li> <li>・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する規定を設ける。</li> </ul> <p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施する。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行う。</li> </ul>	<p>＜業務システムの運用における措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員に対して、個人情報保護に関する研修の受講を義務付ける。</li> <li>・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する規定を設ける。</li> </ul> <p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施する。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行う。</li> </ul>	事前	重要な変更
令和4年2月22日	III リスク対策 10. その他のリスク対策		<p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</li> </ul>	事前	重要な変更
令和4年6月27日	I 基本情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の内容	<p>(略)</p> <p>また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の別表第1の項目番号76の規定により、健康増進法第17条第1項及び第19条の2の健康増進事業の実施に関する事務において個人番号を利用する。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の別表第1の項目番号111の規定により、健康増進法第17条第1項及び第19条の2の健康増進事業の実施に関する事務において個人番号を利用する。</p> <p>(略)</p>	事前	

令和4年6月27日	I 基本情報 2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他のシステムとの接続	既存住民基本台帳システム、宛名システム等	既存住民基本台帳システム、宛名システム等、申請管理システム	事前	
令和4年6月27日	I 基本情報 2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム システム2 ③他のシステムとの接続	住民基本台帳ネットワークシステム、宛名システム等、税務システム、戸籍システム、市税滞納管理システム、健康情報システム、介護保険システム、市営住宅管理システム、福祉保健総合システム、後期高齢者医療制度保険料徴収システム、国民健康保険システム、国民年金受付システム、子ども・子育て支援システム、就園奨励システム	住民基本台帳ネットワークシステム、宛名システム等、税務システム、戸籍システム、健康情報システム、介護保険システム、市営住宅管理システム、福祉保健総合システム、後期高齢者医療制度保険料徴収システム、国民健康保険システム、国民健康保険事務処理標準システム、国民年金受付システム、子ども・子育て支援システム、申請管理システム	事前	
令和4年6月27日	I 基本情報 2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム システム4 ③他のシステムとの接続	既存住民基本台帳システム、税務システム、中間サーバー、国民健康保険システム、国民健康保険事務処理標準システム、介護保険システム、福祉保健総合システム、健康情報システム、子ども・子育て支援システム	既存住民基本台帳システム、税務システム、中間サーバー、国民健康保険システム、国民健康保険事務処理標準システム、介護保険システム、福祉保健総合システム、健康情報システム、子ども・子育て支援システム	事後	重要な変更項目ではないため
令和4年6月27日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の 76 の項	番号法第9条第1項 別表第1の 111 の項	事前	
令和4年6月27日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第 19 条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2  (別表第2における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第4欄(特定個人情報)に「健康増進法による健康増進事業」が含まれる項(102 の2の項)  (別表第2における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第2欄(事務)に「健康増進法による健康増進事業」が含まれる項(102 の2の項)	・番号法第 19 条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2  (別表第2における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第4欄(特定個人情報)に「健康増進法による健康増進事業」が含まれる項(136 の項)  (別表第2における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第2欄(事務)に「健康増進法による健康増進事業」が含まれる項(136 の項)	事前	
令和4年6月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報の取扱い委託項目1の委託 ③委託先名	富士通 Japan 株式会社石川支社	富士通 Japan 株式会社	事後	重要な変更項目ではないため

令和4年6月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の102の2の項	番号法第19条第8号 別表第2の136の項	事前	
令和4年6月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保護・消去 保管場所	<本市における措置> ①指紋認証装置を設置した、あらかじめ許可された者のみが入室できる場所のサーバラック内のサーバーに保管し、一部のものは磁気テープに書き出して保存している。 (略)	<本市における措置> ①生体認証装置を設置した、あらかじめ許可された者のみが入室できる場所のサーバラック内のサーバーに保管し、一部のものは磁気テープに書き出して保存している。 (略)	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため
令和4年6月27日	IIIリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスクに対する措置の内容	(略) (※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの (略)	(略) (※2)番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの (略)	事後	誤字脱字の訂正であることから、重要な変更にあたらない。
令和4年6月27日	III リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容	・サーバー設置場所に指紋認証装置を設置し、あらかじめ許可された者のみが入室できる。 (略)	・サーバー設置場所に生体認証装置を設置し、あらかじめ許可された者のみが入室できる。 (略)	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため
令和5年7月7日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	別表第1の項番 76 の規定により	別表第1の項番 111 の規定により	事後	重要な変更項目でないため
令和5年7月7日	I 基本情報 2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム システム5 ③他のシステムとの接続	戸籍システム、市税滞納管理システム、健康情報システム、介護保険システム、市営住宅管理システム、福祉保健総合システム、後期高齢者医療制度保険料徴収システム、国民健康保険システム、国民健康保険事務処理標準システム、国民年金受付システム、子ども・子育て支援システム、申請管理システム	戸籍システム、健康情報システム、介護保険システム、市営住宅管理システム、福祉保健総合システム、後期高齢者医療制度保険料徴収システム、国民健康保険事務処理標準システム、国民年金受付システム、子ども・子育て支援システム、申請管理システム	事後	重要な変更項目でないため
令和5年7月7日	I 基本情報 2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム システム4 ③他のシステムとの接続	中間サーバー、国民健康保険システム、国民健康保険事務処理標準システム、介護保険システム、福祉保健総合システム、健康情報システム、子ども・子育て支援システム	中間サーバー、国民健康保険事務処理標準システム、介護保険システム、福祉保健総合システム、健康情報システム、子ども・子育て支援システム	事後	重要な変更項目でないため

令和5年7月7日	III 7. 特定個人情報の保管・消去 ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	・発生あり ・その内容：帳票印刷作業を含むシステム運用支援委託業務において、業務受託者作業員がシステムにより印刷した帳票を、無断で外部に持ち出したもの。 ・再発防止策：システム運用支援委託業務において、帳票印刷作業を行う場合は、必ず職員による監視下で実施する等の対応を行った。	・発生なし ・その内容：空欄 ・再発防止策：空欄	事後	重要な変更項目でないため
令和7年1月14日	I 基本情報 1. 特定個人ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	別表第1の項番 111 番号法別表第2	別表第 111 項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表	事前	
令和7年1月14日	I 基本情報 4. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第1の 111 の項	番号法第9条第1項 別表第 111 項	事前	
令和7年1月14日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第 19 条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 別表第2における 136 の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 主務省令第2条の表における 139 の項	事前	
令和7年1月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ①委託内容	健康情報システムの保守作業、職員からの問い合わせに対する調査回答及び軽微な法制度改正への対応等	全文変更 既存と次期の2システムについて定義する内容	事前	
令和7年1月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第 19 条第8号 別表第2の 136 の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第 139 項	事前	
令和7年1月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	磁気テープ	記憶媒体	事前	
令和7年1月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	—	追記	事前	

令和7年1月14日	III リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	略	全文変更 既存と次期の2システムについて定義する内容	事前	
令和7年1月14日	III リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	略	全文変更 既存と次期の2システムについて定義する内容	事前	
令和7年1月14日	III リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの委託における他のリスク及びそのリスクに対する措置	略	全文変更 既存と次期の2システムについて定義する内容	事前	
令和7年1月14日	III リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1：目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	番号法別表第2及び第19条第15号	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表及び第19条第15号	事前	
令和7年1月14日	III リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 他の措置の内容	略	追記	事前	
令和7年9月5日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報	④記録される項目 その妥当性 4情報	④記録される項目 その妥当性 5情報	事後	重要な変更項目でないため
令和7年9月5日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉 略	データセンター及びサーバー室をクラウドサービスに変更	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため
令和7年9月5日	IV 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	金沢市都市政策局広報広聴課 市政情報係 076-220-2348	金沢市総務局文書法制課 076-220-2073	事後	重要な変更項目でないため



## 別紙 ファイル記載項目

<胃がん検診>

(検診結果)

西暦年度、受診日、月区分、検診方式、実施医療機関、総合指導区分、特記事項

(個別検診－共通)

個別) カード区分、個別) 検診歴、個別) 検診暦年、個別) 検査方法、個別) 検診歴受診結果、個別) 胃腸疾患既往歴、個別) がんの既往歴、個別) 手術歴、個別) 自覚症状有無、自覚症状、個別) 自覚症状、家族歴、個別) 家族歴、個別) 負担金区分、個別) 受付日、個別) 受付番号  
(個別検診－内視鏡)

個別) 比較読影、一次読影、一次所見 1－、内視鏡) 一次読影部位 1、内視鏡) 一次読影所見 1、一次所見 2－、内視鏡) 一次読影部位 2、内視鏡) 一次読影所見 2、内視鏡) 一次判定 G R O U P、内視鏡) 一次判定、内視鏡) 一次読影方法、内視鏡) 一次読影良性疾患、内視鏡) 一次読影良性疾患(その他)、内視鏡) 一次読影胃腺腫、内視鏡) 一次読影悪性疾患、内視鏡) 一次読影悪性疾患(食道がん)、内視鏡) 一次読影悪性疾患(その他)、二次読影、内視鏡) 二次読影日、二次所見 1－、内視鏡) 二次読影部位 1、内視鏡) 二次読影所見 1、二次所見 2－、内視鏡) 二次読影部位 2、内視鏡) 二次読影所見 2、内視鏡) 二次判定 G R O U P、内視鏡) 二次判定、内視鏡) 二次読影生検妥当性、内視鏡) 二次読影内視鏡的萎縮パターン、内視鏡) 二次読影画像評価、最終読影、最終所見 1－、内視鏡) 最終読影部位 1、内視鏡) 最終読影所見 1、最終所見 2－、内視鏡) 最終読影部位 2、内視鏡) 最終読影所見 2、内視鏡) 最終判定 G R O U P、内視鏡) 最終判定、二次読影良性疾患、内視鏡) 二次読影良性疾患、内視鏡) 二次読影良性疾患(その他)、内視鏡) 二次読影胃腺腫、内視鏡) 二次読影悪性疾患、内視鏡) 二次読影悪性疾患(食道がん)、内視鏡) 二次読影悪性疾患(その他)、レフリー読影、内視鏡) レフリー判定 G R O U P、内視鏡) レフリー判定、内視鏡) レフリー読影良性疾患、内視鏡) レフリー読影良性疾患(その他)、内視鏡) レフリー読影胃腺腫、内視鏡) レフリー読影悪性疾患、内視鏡) レフリー読影悪性疾患(食道がん)、内視鏡) レフリー読影悪性疾患(その他)、内視鏡) レフリー生検妥当性

(個別検診－X線)

X線) 比較読影、一次読影 1、一次所見 1－、X線) 一次読影部位 1、X線) 一次読影所見 1、一次所見 2－、X線) 一次読影部位 2、X線) 一次読影所見 2、X線) 一次判定 G R O U P、X線) 一次判定、二次読影、X線) 二次撮影日、二次所見 1－、X線) 二次読影部位 1、X線) 二次読影所見 1、二次所見 2－、X線) 二次読影部位 2、X線) 二次読影所見 2、X線) 二次判定 G R O U P、X線) 二次判定、最終読影、最終所見 1－、X線) 最終読影部位 1、X線) 最終読影所見 1、最終所見 2－、X線) 最終読影部位 2、X線) 最終読影所見 2、X線) 最終判定 G R O U P、X線) 最終判定

(集団検診)

集団) 宛名番号、集団) 自宅 TEL、集団) 胃がん受診回数、集団) コースコード、集団) 胃がん番号、現在治療中の病気、集団) 現在治療中の病気、自覚症状、集団) 自覚症状、病気、集団) 病気、部位、集団) 部位、所見、集団) 所見、集団) 指導区分、集団) G、集団) X線判定、集団) P G 番号、集団) 入力日付

(A B C 検査)

ペプシノゲン検査、ペプシノゲン検査希望、ペプシノゲン I、ペプシノゲン II、ペプシノゲン I

II比、ペプシノゲン判定、ピロリ菌検査、ピロリ菌除去の有無、ピロリ菌感染診断検査歴、ピロリ菌初回検査、ピロリ菌除菌治療歴、ピロリ菌除菌治療歴年、ピロリ菌除菌治療結果  
(精密検査)

精密検査実施日、精検医療機関、診断方法、診断結果、精検結果、診断後処理、診断後処置、経過観察期間、手術、手術予定日、手術施行日、手術医療機関、手術結果、読影医(一読)、読影医(二読)

<子宮がん検診>

(検診結果)

西暦年度、受診日、月区分、検診方式、実施医療機関、頸部ベセスダ判定、頸部ベセスダ区分、総合指導区分、無料クーポン利用、特記事項

(問診)

個別検診・集団検診共通、妊娠、月経状況、最近の月経(日数)、閉経年齢、妊娠回数、出産回数、個別検診、個別)産婦人科手術歴、集団検診、集団)月経、集団)最近の月経(月)、集団)最近の月経(日)、集団)終産年齢、集団)ホルモン剤、集団)避妊リング着用、集団)おりものが気になる、集団)おりもの種、集団)出血有無、集団)病歴、集団)病歴、集団)手術有無、集団)病歴年齢

(個別検診)

個別)カード区分、個別)検診歴、個別)検診歴年、個別)検診歴受診結果、個別)月経痛、個別)6ヶ月以内月経外出血、個別)HPVワクチン接種、個別)HPVワクチン初回、個別)HPVワクチン2回目、個別)HPVワクチン3回目、個別)子宮肉眼所見、個別)子宮肉眼所見、個別)推定病変、個別)HPV(定性)、個別)HPV(定量)、その他項目、個別)負担金区分、個別)受付日、個別)受付番号

(集団検診)

集団)子宮がん受診回数、集団)ハイリスク、集団)入力日、集団)管轄、集団)点検区分、集団)HPV検査、集団)子宮全摘、集団)コメント、集団)塗抹量、頸部検査項目、集団)視診所見、集団)細胞診所見、集団)病名、集団)細胞診扁・腺、集団)腺細胞、集団)判定(子宮がん)、体部検査項目、集団)体部の検査、集団)体部診断方法、集団)体部診断結果、集団)体部細胞診所見、集団)判定(体部がん)、HPVワクチン接種、集団)HPVワクチン接種、集団)HPVワクチン接種回数、その他項目、集団)宛名番号、集団)自宅TEL、集団)子宮がん番号

(精密検査)

精検受診日、精検医療機関、診断方法、診断、診断結果、診断後処置、経過観察期間(年月)、手術予定日、手術施行日、手術医療機関、手術結果

<乳がん検診>

(検診結果)

西暦年度、受診日、月区分、検診方式、実施医療機関、受診番号、総合指導区分、無料クーポン利用、特記事項

(問診)

個別検診、個別)既往歴、個別)閉経、個別)ホルモン療法、個別)手術歴乳がん、個別)自

覚症状、個別) 家族歴、個別) 生検痕、個別) ほくろ、個別) 撮影時分泌物、個別) しこり、集団検診、集団) 妊娠、集団) 月経、集団) 最近の月経(月)、集団) 最近の月経(日)、集団) 最近の月経(日数)、集団) 月経状況、集団) 閉経年齢、集団) 妊娠回数、集団) 出産回数、集団) 終産年齢、集団) ホルモン剤

(個別検診)

個別) 検診歴、個別) 検診歴年、個別) 検診歴受診結果、個別) 一次、個別) 一次腫瘍部位、個別) 一次石灰化部位、個別) 一次濃厚陰影または非対称陰影部位、個別) 一次乳腺構築の乱れ部位、個別) 一次LN部位、個別) 一次皮膚所見部位、個別) 一次dense breast、個別) 一次その他部位、個別) 一次比較陰影有無、個別) 一次比較読影結果、個別) 一次カテゴリ、個別) 二次、個別) 二次腫瘍部位、個別) 二次石灰化部位、個別) 二次濃厚陰影または非対称陰影部位、個別) 二次乳腺構築の乱れ部位、個別) 二次LN部位、個別) 二次皮膚所見部位、個別) 二次乳腺評価、個別) 二次その他部位、個別) 二次比較読影結果、個別) 二次カテゴリ、個別) 二次カテゴリ(移行用)、個別) 二次判定、その他項目、個別) 負担金区分、個別) 処理日

(集団検診)

集団) 病気、集団) 病気、集団) 病気部位、集団) 家族歴、集団) 自覚症状、集団) 自覚症状、集団) 自覚症状部位、集団) 検査歴、集団) 検査歴、集団) 検査歴、集団) 検査歴部位、集団) 判定、集団) 自己検診、集団) dense breast、集団) 判定L、集団) 判定R、集団) MMG判定、集団) 所見・部位、集団) 所見・部位、集団) 部位、集団) 所見、その他項目、集団) 宛名番号、集団) 自宅TEL、集団) MMG番号

(精検結果)

精検結果1、集団) 入力日1、集団) 精検日1、精検医療機関1、集団) 診断1-、集団) 診断方法1-、集団) 診断結果1-、集団) 診断後処置1-、集団) 経過観察期間1、集団) 手術予定日1、集団) 手術施行日1、集団) 手術医療機関1、集団) 手術結果1、精検結果2、集団) 入力日2、集団) 精検日2、精検医療機関2、集団) 診断2-、集団) 診断方法2-、集団) 診断結果2-、集団) 診断後処置2-、集団) 経過観察期間2、集団) 手術予定日2、集団) 手術施行日2、集団) 手術医療機関2

<大腸がん検診>

(検診結果)

西暦年度、受診日、月区分、検診方式、実施医療機関、総合指導区分、特記事項

(個別検診)

個別) カード区分、個別) 検診歴、個別) 検診歴年、個別) 採便結果一日、個別) 採便結果一日定量、個別) 採便結果二回日、個別) 採便結果二回日定量、個別) 家族歴、個別) 家族歴父母、個別) 家族歴祖父母、個別) 家族歴兄弟、個別) 家族歴子供、個別) 痢疾患、個別) がんの既往歴、個別) 6ヶ月症状、個別) 便に血、個別) 便秘下痢、個別) 便粘液、個別) 便の太さ細、個別) 排便後も便残、個別) 腹痛、その他項目、個別) 負担金区分、個別) 受付日、個別) 受付番号

(集団検診)

集団) 自覚症状、集団) 病歴、集団) 便容器、集団) 検体受領日1、集団) 検体受領日2、集団) 潜血結果、集団) ヘモグロビン1、集団) ヘモグロビン2、集団) 入力日付、集団) 診断方法、集団) 診断結果、集団) ポリープ個数、集団) 腺腫性ポリープ1、集団) 非腺腫性性ポリープ1、

集団) 診断後処置、集団) 経過観察期間、集団) 手術予定日、集団) 手術施行日、集団) 手術医療機関、集団) 手術結果、その他項目、集団) 宛名番号、集団) 自宅TEL、集団) 大腸がん番号、集団) 報告済

(精検結果)

精検受診状況、精検受診日、精検医療機関、精検診断名、原発性がん、粘膜内がん、腺腫

<成人歯科健診>

(健診結果)

西暦年度、受診日、月区分、検診方式、実施医療機関、総合指導区分、特記事項

(問診)

問診 1、問診 1-1 (歯や口の状態についてどのように感じているか)、問診 1-2 (次のような症状がありますか)、問診 2、問診 2 (高齢者\_十分な時間をかけて歯をみがくことがありますか、問診 2-1 (この1年間に歯の健康診査を受けたことがありますか、問診 2-2 (どんな理由で受診しましたか)、問診 3、問診 3 (非高齢者\_この1年間に歯科医院等で歯石をとつもらつ、問診 3 (高齢者\_該当する項目をすべてチェック)、問診 4、問診 4-1 (現在(この1か月間)あなたはたばこを吸っています、問診 4-2 (1日平均本数)、問診 5、問診 5 (高齢者\_歯の定期検診を受けていますか)、問診 5 (非高齢者\_デンタルフロス(糸楊枝)や歯間ブラシを使つ、問診 5 (高齢者\_今までにかかった病気・現在かかっている病気は、問診 6、問診 6 (非高齢者\_十分な時間をかけて歯をみがくことがあります、問診 6 (高齢者\_この検診結果は、本人が特定できる情報を除いて、問診 7、問診 7 (この検診結果は、本人が特定できる情報を除いて、口腔保、問診 7-1 (歯をみがくとき、日常は歯磨き剤を使っていますか)、問診 7-2 (その歯磨き剤はフッ素入りのものですか)、問診 10、問診 10 (この検診結果は、本人が特定できる情報を除いて、口腔、過去の問診、旧) 問診 2 (高齢者 H 27-8\_口の病気(むし歯・歯周病)や、旧) 問診 3 (高齢者 H 27-9\_口の健康は快適な日常生活をおく、旧) 問診 4 (高齢者 H 27-8\_口腔ケアについて説明を受けたこ、旧) 問診 6 (非高齢者 H 27-8\_鏡を使って歯や歯ぐきの様子を、旧) 問診 6 (高齢者 H 27-8\_歯周病と糖尿病との間に関係があ、旧) 問診 7 (非高齢者 H 28\_十分な時間をかけて歯をみがくこと、旧) 問診 8 (H 27\_十分な時間をかけて歯をみがくことがありますま、旧) 問診 8 (H 28\_歯周病と糖尿病との間に関係があることが分、旧) 問診 9 (H 27\_歯周病と糖尿病との間に関係があることが分、旧) 問診 9 (H 28\_この検診結果は、本人が特定できる情報を除

(歯科検診)

クリーニング実施、歯の本数、健全歯数、未処理歯数、処理歯数、現在歯数、欠損歯数、欠損補綴歯数、歯肉出血(最大値)、歯周ポケット(最大値)、旧) C P I 最大、内容、内容、判定、判定区分要精検内訳、要精検者受診結果連絡、当院にて検査実施、当院にて検査実施せず、要精検、要精検、要指導、要指導、指導内容、指導内容、口腔内状態・判定、口腔内の状態、歯石の付着、口腔機能、口腔機能検査実施、口腔機能 1 (咬合状態)、口腔機能 2 (咀嚼機能)、口腔機能 3 (嚥下機能)、口腔機能 4 (口腔乾燥)、口腔機能検査反復唾液嚥下テスト、パタカ音回数テストパ、パタカ音回数テストタ、パタカ音回数テストカ、嚥下テスト(回数)、パタカ音回数テストパ(回数)、パタカ音回数テストタ(回数)、パタカ音回数テストカ(回数)、その他の所見、その他の所見有無、その他の所見 3 (入れ歯の清掃)、その他の所見 3 (入れ歯の適合)、その他の所見 4 (食物摂取状態)、その他の所見 5 (発音状態)、その他の所見 6 (嚥下機能)、その他

の所見 7 (口臭)、その他の所見 8、その他項目、負担金区分、旧) 負担金区分 (H 2 7)、異動区分、カード区分

#### <骨粗しょう症検診>

(検診結果)

西暦年度、受診日、月区分、検診方式、実施医療機関、総合指導区分、特記事項

(個別検診)

個別) 身体計測、個別) 身長、個別) 体重、個別) 骨密度計測、個別) 測定方法、個別) 測定部位、個別) 骨密度値、個別) 骨密度単位、個別) Y A M 値、個別) 問診、個別) 問診 1、個別) 問診 2、個別) 問診 3、個別) 問診 4、個別) 問診 5、個別) 問診 6、個別) 問診 7、個別) 問診 8、個別) 問診 9、個別) 問診 10、個別) 問診 11、個別) 問診 12、個別) 問診 13、個別) 問診 14、個別) 問診 15、個別) 問診 16、その他項目、個別) 負担金区分、個別) F R A X 値、個別) 骨粗しょう症の治療有無

(集団検診)

集団) 骨密度番号、集団) ステフネス値、集団) 血縁者・大腿骨折、集団) 血縁者・腰背中の曲がり、集団) 血縁者・骨粗鬆症、集団) 骨折経験、集団) 下痢になりますか、集団) 治療経験、集団) ダイエット経験、集団) 定期的な運動、集団) 一日の歩行量、集団) 乳製品摂取量、集団) お酒類は飲みますか、集団) たばこを吸いますか、集団) たばこ量、集団) 腰背中の痛み、集団) 身長が低くなった、集団) 背中腰が曲がってきた、集団) インポテンツ・性欲低下など、集団) 月経、集団) 月経状態、集団) 閉経理由、集団) 3ヶ月以上の投薬、集団) O S I、その他項目、集団) 宛名番号、集団) 自宅 T E L、集団) 受診番号、集団) コースコード、集団) 所属コード

(精検結果)

精検受診状況、精検受診日、精検医療機関、精検診断名

#### <前立腺がん検診>

(検診結果)

西暦年度、受診日、月区分、検診方式、実施医療機関、総合指導区分、特記事項

(個別検診)

個別) T - P S A、個別) T - P S A 所見、個別) F - P S A、個別) F - P S A 所見、個別) F / T 比、個別) F / T 比所見、個別) 検診歴、個別) 前立腺検診検診歴日、個別) 問診、I P S S (排尿後残尿)、I P S S (排尿後 2 時間)、I P S S (排尿中途切)、I P S S (排尿我慢)、I P S S (尿の勢い弱)、I P S S (排尿いきむ)、I P S S (床後排尿数)、I P S S 点数、I P S S 判定、I P S S 既往 (前立腺治療)、I P S S Q O L (排尿継続)、その他項目、個別) 負担金区分、個別) 受付日、個別) 受付番号、個別) 特定併用

(集団検診)

集団) P S A、集団) F / T 比、集団) f r e e - P S A、集団) 採血番号 (P S A)、その他項目、集団) 宛名番号、集団) 自宅 T E L、集団) 所属番号

(精検結果)

精検受診状況、精検受診日、精検医療機関、精検診断名

#### <肝炎検診>

(検診結果)

西暦年度、受診日、月区分、検診方式、実施医療機関、総合指導区分、特記事項

(個別検診)

個別) H B S 抗原、個別) H B S 所見、個別) H C V 抗体、個別) H C V 抗体所見、個別) H C V 核酸所見、その他項目、個別) 負担金区分、個別) 受付日、個別) 受付番号、個別) 特定併用、個別) カード区分、個別) 検診分類

(集団検診)

集団) H B S 抗原、集団) H C V 判定結果、集団) 採血番号(肝炎)、その他項目、集団) 宛名番号、集団) 自宅 T E L

<肺がん検診>

(検診結果)

西暦年度、受診日、月区分、検診方式、実施医療機関、総合指導区分、特記事項

(個別・集団－共通)

たばこ歴、本数、期間、喀痰検査、喀痰細胞診容器、喀痰提出日、喀痰 N o、喀痰細胞診判定

(個別検診－共通)

個別) カード区分、個別) 検診歴、個別) 検診歴年、個別) 個別検査方法、個別) 検診歴受診方法、個別) 検診歴受診結果、個別) 自覚症状せき、個別) 自覚症状たん、個別) B I 指数、個別) 喀痰細胞診ハイリスク、個別) 喀痰有無、個別) 一次読影、個別) 一次読影判定区分、個別) 二次読影日、個別) 二次読影、個別) 二次読影判定区分、個別) 二次読影判定、個別) 既往歴病名、その他項目、個別) 負担金区分、個別) 受付日、個別) 受付番号

(個別検診－X線)

X線) 既往歴、X線) 撮影、X線) 比較フィルム、X線) 撮影日、X線) 結核の有無、X線) 一次読影判定区分、X線) 二次所見、X線) 二次読影日、X線) 二次読影判定区分、X線) 二次所見、X線) 二次読影部位、X線) 二次読影所見、X線) レフリー読影判定

(個別検診－C T)

C T) 既往歴、C T) 一次読影、C T) 一次読影部位、C T) 一次読影所見、C T) 一次もっとも重い所見の判定、C T) 比較読影画像、C T) 二次読影、C T) 二次読影部位、C T) 二次読影所見、C T) 二次もっとも重い所見の判定、C T) 最終読影、C T) 最終読影部位、C T) 最終読影所見、C T) 最終判定

(個別検診－喀痰)

初再区分、喀痰判定

(集団検診)

喫煙指数、撮影方法、集団) メッキ、道路舗装等の職歴有無、集団) 病歴、集団) 胸部撮影番号、集団) 胸部判定、集団) 胸部疾患、集団) 結核判定、集団) 結核疾患、集団) 肺がん判定、集団) 肺がん疾患、集団) 結核学会分類 B、集団) 結核学会分類 2、集団) 結核学会分類 C、集団) 肺がん・結核区分、集団) 胸部総合判定結果、集団) 所見、集団) 部位 1-、集団) 部位 2①-、集団) 部位 2②-、集団) 部位 2③-、集団) 性状、その他項目、集団) 宛名番号、集団) 自宅 T E L

(精検結果)

精検受診日、精検医療機関、精検入力日、実施検査項目、実施検査項目、診断結果、結果その他、

診断後処置、経過観察期間、特記事項、入院区分、手術区分、手術予定日、手術予定機関、手術実施日、手術実施機関

#### ＜聴力検診＞

##### （検診結果）

西暦年度、受診日、月区分、検診方式、実施医療機関、受診番号、特記事項

##### （個別検診）

個別）障害の程度、個別）障害の原因、個別）事後処理の指示、個別）問診、個別）I-1 家族等同居、個別）I-2 運動実施、個別）I-3 困難有無、個別）I-3 ①大声、個別）I-3 ②テレビ、個別）I-3 ③会議、個別）I-3 ④家族、個別）I-4 労働環境、個別）I-5 耳の病気、個別）I-6 補聴器、個別）結果（右）、個別）聴力（右）、個別）検診結果（右）、個別）右250（気導）、個別）右250（骨導）、個別）右250（SO）、個別）右500（気導）、個別）右500（骨導）、個別）右500（SO）、個別）右1000（気導）、個別）右1000（骨導）、個別）右1000（SO）、個別）右2000（気導）、個別）右2000（骨導）、個別）右2000（SO）、個別）右4000（気導）、個別）右4000（骨導）、個別）右4000（SO）、個別）右8000（気導）、個別）右8000（骨導）、個別）右8000（SO）、個別）結果（左）、個別）聴力（左）、個別）検診結果（左）、個別）左250（気導）、個別）左250（骨導）、個別）左500（気導）、個別）左500（骨導）、個別）左500（SO）、個別）左1000（気導）、個別）左1000（骨導）、個別）左1000（SO）、個別）左2000（気導）、個別）左2000（骨導）、個別）左2000（SO）、個別）左4000（気導）、個別）左4000（骨導）、個別）左4000（SO）、個別）左8000（気導）、個別）左8000（骨導）、個別）左8000（SO）、その他項目、個別）負担金区分

#### ＜緑内障検診＞

##### （検診結果）

西暦年度、受診日、月区分、検診方式、実施医療機関、受診番号、負担金区分、検診歴、検診歴年、検診歴診断結果、診断歴その他コメント、既往歴眼疾患、既往歴眼内手術、全身疾患糖尿病、全身疾患高血圧、全身疾患高脂血症、全身疾患その他、全身疾患なし不明、家族歴、家族歴あり続柄、眼圧（右）、眼圧（左）、眼圧計、浅前房、落屑、虹彩後癒着、前眼部その他、vanHeric 法、特記事項

##### （一次検診内容）

一次陥凹拡大右、一次陥凹拡大左、一次陥凹の左右差右、一次陥凹の左右差左、一次乳頭辺縁部の菲薄化右、一次乳頭辺縁部の菲薄化左、一次乳頭辺縁部のノッチ形成右、一次乳頭辺縁部のノッチ形成左、一次乳頭辺縁部出血右、一次乳頭辺縁部出血左、一次網膜神経線維層欠損右、一次網膜神経線維層欠損左、一次眼底透見困難右、一次眼底透見困難左、一次眼圧が 20mmHg 以上、一次隅角閉塞疑い、一次緑内障性視神経障害疑い、一次検診判定、一次検診眼疾患

##### （二次検診内容）

二次陥凹拡大右、二次陥凹拡大左、二次陥凹の左右差右、二次陥凹の左右差左、二次乳頭辺縁部の菲薄化右、二次乳頭辺縁部の菲薄化左、二次乳頭辺縁部ノッチ形成右、二次乳頭辺縁部ノッチ形成左、二次乳頭辺縁部出血右、二次乳頭辺縁部出血左、二次網膜神経線維層欠損右、二次網膜

神経線維層欠損左、二次眼底透見困難右、二次眼底透見困難左、二次眼圧が20mmHg以上、二次隅角閉塞疑い、二次緑内障性視神経障害疑い、二次検診判定、二次検診眼疾患、画像評価

#### ＜特定健康診査＞

##### （健診結果）

西暦年度、受診日、受診日年齢、年度末年齢、受診時国保区分、受診券整理番号、受診券有効期限、受診券発行保険者番号、受診種別、健診方式、医療機関名、月区分、情報提供の方法、初回面接実施、身体計測、身長、体重、標準体重、肥満度分類、B M I 、腹囲、内臓脂肪面積、内臓脂肪判定、診察、既往歴、具体的な既往歴、自覚症状、具体的な自覚症状、他覚症状、具体的な他覚症状、血压等、血压（収縮期）1回目、血压（拡張期）1回目、血压分類1回目、血压（収縮期）2回目、血压（拡張期）2回目、血压分類2回目、血压（収縮期）その他、血压（拡張期）その他、血压分類その他、血压判定

##### （血液検査）

採血時間（食後）、生化学検査、中性脂肪、H D Lコレステロール、L D Lコレステロール、脂質判定、n o n - H D Lコレステロール、総コレステロール、G O T (A S T)、G P T (A L T)、γ - G T (γ - G T P)、肝機能判定、血糖検査、空腹時血糖、隨時血糖、H b A 1 c (J D S 値)、H b A 1 c (N G S P 値)、血糖判定、尿検査、尿糖、尿蛋白、血液像検査、ヘマトクリット、ヘモグロビン、赤血球数、貧血判定、貧血検査実施理由、血清クレアチニン、eGFR、eGFR 重症度、血清クレアチニン（対象者）、血清クレアチニン実施理由

##### （心電図・眼底・医師の判断）

心電図検査、心電図所見の有無、心電図所見、心電図検査実施理由、心電図（対象者）、眼底検査、眼底 KW、眼底 H、眼底 S、眼底 S C O T T 、眼底 W O N G 、眼底 D A V I S 、眼底所見、眼底検査実施理由、眼底（対象者）、医師の判断、メタボリックシンドローム判定、保健指導レベル、保健指導レベル（健診機関）、医師の判断、判断した医師の氏名、支援相当該当区分、服薬確認者（血糖）、服薬確認者（脂質）、服薬確認者（血压）、除外確認年月日

##### （問診）

薬剤治療の有無（血压）、薬剤名（血压）、服薬理由（血压）、薬剤治療の有無（血糖）、薬剤名（血糖）、服薬理由（血糖）、薬剤治療の有無（脂質）、薬剤名（脂質）、服薬理由（脂質）、脳卒中の罹患・治療あり、心臓病の罹患・治療あり、腎不全の罹患・治療あり、貧血といわれたことがある、タバコを習慣的に吸っている、20歳の時から10Kg以上増加、30分以上の運動を週2日以上、1年以上実施、日常生活において歩行又は同等の身体活動を1日1時間以上実施、同世代の同性と比較して歩く速度が速い、食事をかんで食べるときの状態、人と比較して食べる速度が速い、就寝前の食事が週に3回以上、朝昼夕以外に間食や飲み物を摂取、朝食を抜くことが週3回以上、お酒を飲む程度、1日あたりの飲酒量、睡眠で休養が得られている、生活習慣を改善してみようと思う、生活習慣（運動）を改善してみようと思う、生活習慣（食事）を改善してみようと思う、生活習慣（喫煙）を改善してみようと思う、保健指導を利用する、1年間で体重の増減が±3Kg以上、夕食後の間食が週3回以上

##### （優先順位付け項目）

年齢が比較的若い、保健指導レベルが悪化、生活習慣改善の必要性が高い、前年度対象であったが指導未受診、優先付け項目⑤、優先付け項目⑥、優先付け項目⑦、優先付け項目⑧、優先付け項目⑨、優先付け項目⑩

(その他情報)

診断名・指導区分、診断名、指導区分、服薬歴、服薬種別、喫煙歴、喫煙区分、喫煙本数、喫煙年数、情報提供（受診の必要性を含む）、個別の働きかけ、特定保健指導以外での指導

(特定健診機関情報)

特定健診機関番号、特定健診機関名称、特定健診機関郵便番号、特定健診機関所在地、特定健診機関電話番号

(受診者・保険証情報)

保険者番号、被保険者証等記号、被保険者証等番号、受診者氏名、受診者郵便番号、受診者住所（データ取り込み情報）

国保連から取込み、国保連からの取込み日、健診機関から取込み、健診機関からの取込み日、実施区分

(自動計算項目)

血圧（収縮期）優先、血圧（拡張期）優先、血圧分類 優先、腹囲該当、腹囲対象外、B M I 評価該当、喫煙該当、薬剤血糖該当、薬剤脂質該当、薬剤血圧該当、服薬なしの保健指導レベル、評価対象、特定健診受診対象

(追加項目)

集団）病気（肝臓病）、集団）病気（痛風）、集団）自覚症状、集団）採血番号、集団）採血時間（食後）、集団）心電図番号、心電図所見、心電図所見（判定）、集団）眼底番号、眼底判定、集団）診察所見、尿酸、血小板、尿潜血、集団）追加心電図、集団）追加眼底、集団）追加貧血・既往症、集団）追加貧血・視診、集団）追加血清クレアチニン、集団）支払上の受診月、集団）保険者番号2、貧血詳細、心電図詳細、クレアチニン詳細、眼底詳細、個別）カード区分、個別）眼底依頼、個別）眼底所見、個別）眼底糖尿病性、個別）血糖検査種別、個別）赤血球所見、個別）血色素所見、個別）ヘマトクリット所見、個別）血糖所見、個別）血小板所見、個別）H b A 1 c 所見、個別）総コレステロール所見、個別）H D Lコレステロール所見、個別）中性脂肪所見、個別）血清クレアチニン所見、個別）G O T (A S T )所見、個別）G P T (A L T )所見、個別）γ - G T (γ - G T P )所見、個別）尿酸所見、個別）胸部X線、個別）結核、個別）総合判定、個別）要指導（循環器）、個別）要指導（X線）、個別）要指導（貧血）、個別）要指導（血糖）、個別）要指導（脂質）、個別）要指導（腎機能）、個別）要指導（肝機能）、個別）要指導（診察所見）、個別）要指導（身体検査）、個別）要指導（尿検査）、個別）保健指導場所、個別）要医療（循環器）、個別）要医療（X線）、個別）要医療（貧血）、個別）要医療（血糖）、個別）要医療（脂質）、個別）要医療（腎機能）、個別）要医療（肝機能）、個別）要医療（診察所見）、個別）要医療（身体検査）、個別）要医療（尿検査）、個別）家族歴（有無）、個別）既往歴（有無）、個別）自覚（有無）、個別）飲酒頻度、個別）飲酒量（日本酒）、個別）飲酒量（ビール）、個別）飲酒量（ウイスキー）、個別）飲酒期間、個別）受付日、個別）受付番号、個別）検診分類、個別）L D Lコレステロール所見、個別）甲状腺、個別）腹囲所見、個別）X線実施区分、個別）眼底片目両目、個別）eGFR所見、個別）n o n - H D Lコレステロール所見、個別）血糖検査種別（～H 2 9）、個別）健診有効期限、個別）家族歴、個別）家族歴（病名）、個別）家族歴（父母）、個別）家族歴（祖父母）、個別）家族歴（兄弟）、個別）家族歴（子供）、個別）既往歴、個別）既往歴（病名）、個別）既往歴（年齢）、個別）自覚症状、個別）自覚症状、個別）理学所見、個別）理学所見、その他項目、集団）個人番号、集団）自宅T E L、負担金区分

## <後期高齢者健康診査>

### (健診結果)

西暦年度、受診日、受診日年齢、年度末年齢、受診時国保区分、受診券整理番号、受診券有効期限、受診券発行保険者番号、健診方式、医療機関名、月区分、情報提供の方法、初回面接実施、身体計測、身長、体重、標準体重、肥満度分類、B M I、腹囲、内臓脂肪面積、内臓脂肪判定、診察、既往歴、具体的な既往歴、自覚症状、具体的な自覚症状、他覚症状、具体的な他覚症状、血圧等、血圧（収縮期）1回目、血圧（拡張期）1回目、血圧分類1回目、血圧（収縮期）2回目、血圧（拡張期）2回目、血圧分類2回目、血圧（収縮期）その他、血圧（拡張期）その他、血圧分類その他、血圧判定

### (血液検査)

採血時間（食後）、生化学検査、中性脂肪、H D Lコレステロール、L D Lコレステロール、脂質判定、n o n - H D Lコレステロール、総コレステロール、G O T (A S T)、G P T (A L T)、 $\gamma$ -G T ( $\gamma$ -G T P)、肝機能判定、血糖検査、空腹時血糖、隨時血糖、H b A 1 c (J D S 値)、H b A 1 c (N G S P 値)、血糖判定、尿検査、尿糖、尿蛋白、血液像検査、ヘマトクリット、ヘモグロビン、赤血球数、貧血判定、貧血検査実施理由、血清クレアチニン、eGFR、eGFR 重症度、血清クレアチニン（対象者）、血清クレアチニン実施理由

### (心電図・眼底・医師の判断)

心電図検査、心電図所見の有無、心電図所見、心電図検査実施理由、心電図（対象者）、眼底検査、眼底 K W、眼底 H、眼底 S、眼底 S C O T T、眼底 W O N G、眼底 D A V I S、眼底所見、眼底検査実施理由、眼底（対象者）、医師の判断、メタボリックシンドローム判定、保健指導レベル、保健指導レベル（健診機関）、医師の判断、判断した医師の氏名、支援相当該当区分、服薬確認者（血糖）、服薬確認者（脂質）、服薬確認者（血圧）、除外確認年月日

### (問診)

2020 年度以降の質問票、あなたの現在の健康状態、毎日の生活に満足しているか、1日3食きちんと食べているか、半年前より固いものが食べにくい、お茶や汁物等でもむせることがある、半年で2～3kg 以上の体重減少、以前より歩く速度が遅くなった、この1年間に転んだことがあるか、運動を週に1回以上しているか、物忘れがあると言われるか、何月何日かわからない時があるか、たばこを吸うか、週に1回以上は外出しているか、家族や友人と付き合いがあるか、体調が悪い時相談できる人がいる、過去の問診、薬剤治療の有無（血圧）、薬剤名（血圧）、服薬理由（血圧）、薬剤治療の有無（血糖）、薬剤名（血糖）、服薬理由（血糖）、薬剤治療の有無（脂質）、薬剤名（脂質）、服薬理由（脂質）、脳卒中の罹患・治療あり、心臓病の罹患・治療あり、腎不全の罹患・治療あり、貧血といわれたことがある、タバコを習慣的に吸っている、20 歳の時から10Kg 以上増加、30 分以上の運動を週2 日以上、1 年以上実施、日常生活において歩行又は同等の身体活動を1 日 1 時間以上実施、同世代の同性と比較して歩く速度が速い、1 年間で体重の増減が±3Kg 以上、人と比較して食べる速度が速い、就寝前の食事が週に3 回以上、夕食後の間食が週3 回以上、朝食を抜くことが週3 回以上、お酒を飲む程度、1 日あたりの飲酒量、睡眠で休養が得られている、生活習慣を改善してみようと思う、生活習慣（運動）を改善してみようと思う、生活習慣（食事）を改善してみようと思う、生活習慣（喫煙）を改善してみようと思う、保健指導を利用する、食事をかんで食べるときの状態、朝昼夕以外に間食や飲み物を摂取

### (優先順位付け項目)

年齢が比較的若い、保健指導レベルが悪化、生活習慣改善の必要性が高い、前年度対象であった

が指導未受診、優先付け項目⑤、優先付け項目⑥、優先付け項目⑦、優先付け項目⑧、優先付け項目⑨、優先付け項目⑩

(その他情報)

診断名・指導区分、診断名、指導区分、服薬歴、服薬種別、喫煙歴、喫煙区分、喫煙本数、喫煙年数、情報提供（受診の必要性を含む）、個別の働きかけ、特定保健指導以外での指導

(特定健診機関情報)

特定健診機関番号、特定健診機関名称、特定健診機関郵便番号、特定健診機関所在地、特定健診機関電話番号

(受診者・保険証情報)

保険者番号、被保険者証等記号、被保険者証等番号、受診者氏名、受診者郵便番号、受診者住所（データ取り込み情報）

国保連から取込み、国保連からの取込み日、健診機関から取込み、健診機関からの取込み日、実施区分

(自動計算項目)

血圧（収縮期）優先、血圧（拡張期）優先、血圧分類 優先、腹囲該当、腹囲対象外、B M I 該当、喫煙該当、薬剤血糖該当、薬剤脂質該当、薬剤血圧該当、服薬なしの保健指導レベル、評価対象、特定健診受診対象

(追加項目)

集団）病気（肝臓病）、集団）病気（痛風）、集団）自覚症状、集団）採血番号、集団）採血時間（食後）、集団）心電図番号、心電図所見、心電図所見（判定）、集団）眼底番号、眼底判定、集団）診察所見、尿酸、血小板、尿潜血、集団）追加心電図、集団）追加眼底、集団）追加貧血・既往症、集団）追加貧血・視診、集団）追加血清クレアチニン、集団）支払上の受診月、集団）保険者番号2、貧血詳細、心電図詳細、クレアチニン詳細、眼底詳細、個別）カード区分、個別）眼底依頼、個別）眼底所見、個別）眼底糖尿病性、個別）血糖検査種別、個別）赤血球所見、個別）血色素所見、個別）ヘマトクリット所見、個別）血糖所見、個別）血小板所見、個別）H b A 1 c 所見、個別）総コレステロール所見、個別）H D Lコレステロール所見、個別）中性脂肪所見、個別）血清クレアチニン所見、個別）G O T（A S T）所見、個別）G P T（A L T）所見、個別） $\gamma$ -G T（ $\gamma$ -G T P）所見、個別）尿酸所見、個別）胸部X線、個別）結核、個別）総合判定、個別）要指導（循環器）、個別）要指導（X線）、個別）要指導（貧血）、個別）要指導（血糖）、個別）要指導（脂質）、個別）要指導（腎機能）、個別）要指導（肝機能）、個別）要指導（診察所見）、個別）要指導（身体検査）、個別）要指導（尿検査）、個別）保健指導場所、個別）要医療（循環器）、個別）要医療（X線）、個別）要医療（貧血）、個別）要医療（血糖）、個別）要医療（脂質）、個別）要医療（腎機能）、個別）要医療（肝機能）、個別）要医療（診察所見）、個別）要医療（身体検査）、個別）要医療（尿検査）、個別）家族歴（有無）、個別）既往歴（有無）、個別）自覚（有無）、個別）飲酒頻度、個別）飲酒量（日本酒）、個別）飲酒量（ビール）、個別）飲酒量（ウイスキー）、個別）飲酒期間、個別）受付日、個別）受付番号、個別）検診分類、個別）L D Lコレステロール所見、個別）甲状腺、個別）腹囲所見、個別）X線実施区分、個別）眼底片目両目、個別）eGFR所見、個別）n o n-H D Lコレステロール所見、個別）血糖検査種別（～H 2 9）、個別）健診有効期限、個別）家族歴、個別）家族歴（病名）、個別）家族歴（父母）、個別）家族歴（祖父母）、個別）家族歴（兄弟）、個別）家族歴（子供）、個別）既往歴、個別）既往歴（病名）、個別）既往歴（年齢）、個別）自覚症状、個別）自覚症状、個別）理学所見、

個別) 理学所見、その他項目、集団) 個人番号、集団) 自宅TEL、負担金区分

＜もの忘れ健診（一次）＞

（検診結果）

西暦年度、受診日、月区分、検診方式、実施医療機関、一次調査判定、認知症治療中有無、介護サービス利用有無、特記事項

（設問）

一次調査項目 1（昨年比較、物を置いた場所）、一次調査項目 2（昨年比較、日付や曜日）、一次調査項目 3（昨年比較、ここ数日の事）、一次調査項目 4（昨年比較、家族の名前）、一次調査項目 5（通常の食事・・・）、一次調査項目 6（すべての衣服・・・）、一次調査項目 7（便意を感じた時・・・）、一次調査項目 8（尿意を感じた時・・・）、一次調査項目 9（手洗い、洗顔・・・）、一次調査項目 10（介助や見守り・・・）、一次調査項目 11（自分で電話番号・・・）、一次調査項目 12（何かの行事の・・・）、一次調査項目 13（何かの世話係・・・）、一次調査項目 14（ひとりでバスや・・・）、一次調査項目 15（見知らぬ場所・・・）、一次調査項目 16（決まった分量・・・）、一次調査項目 17（家賃や公共料金・・・）、一次調査項目 18（日用品の買い物物・・・）、一次調査項目 19（請求書の支払い・・・）、一次調査項目 20（銀行預金、郵便・・・）、一次調査項目 21（年金や税金の・・・）、一次調査項目 22（自分で食事の・・・）、一次調査項目 23（自分で掃除ができる）、一次調査項目 24（洗濯物・食器など・・・）、一次調査項目 25（手紙や文章を・・・）

＜もの忘れ健診（二次）＞

（検診結果）

西暦年度、受診日、月区分、検診方式、実施医療機関、受診番号、負担金区分、判定、かかりつけ医判定、かかりつけ医所見、医師名、MMS E 検査判定、検診日、処理日、判定会年月日、判定会結果、精密検査要否、DLB 点数、DLB 疑い、特記事項

（設問）

設問 1 年：今年は何年ですか、設問 1 季節：今の季節は何ですか、設問 1 曜日：今日は何曜日ですか、設問 1 月：今日は何月ですか、設問 1 日：今日は何日ですか、設問 2 県：ここは何県ですか、設問 2 市：ここは何市ですか、設問 2 病院：ここは何病院ですか、設問 2 階：ここは何階ですか、設問 2 地方：ここは何地方ですか、設問 3：物品名、設問 4：10 0 から順に 7 を引く（5 回まで）、設問 5：設問 3 で提示した物品名を再度復唱させる、設問 6 時計：（時計を見せながら）これは何ですか、設問 6 鉛筆：（鉛筆を見せながら）これは何ですか、設問 7：文章を繰返す「みんなで力を合わせて綱を引きます」、設問 8 第一：「右手にこの紙を持ってください」、設問 8 第二：「それを半分に折りたたんでください」、設問 8 第三：「机の上に置いてください」、設問 9：「目を閉じてください」、設問 10：（何か文章を書いてください）、設問 11：（何か図形を書いてください）、得点合計

＜検診マスター＞

（日次更新項目）

西暦年度、当初年月日、受診券番号、世帯番号、抜き取り区分、帳票区分、健診区分、国籍区分、カナ氏名、漢字氏名、外字フラグ、町丁コード、字コード、郵便番号、住所、方書、生年月日、

性別、年齢、受給者該当、負担金区分、マスタ登録年月日、選択項目該当、基本資格、肝炎資格、前立腺資格、肺資格、胃資格、大腸資格、乳資格、子宮資格、歯資格、骨粗資格、聴力資格、緑内障資格、もの忘れ資格、国保フラグ、国保記番、生保フラグ、後期フラグ、後期被保番、新受診券番号、被扶養フラグ、校下コード、保健所コード、記号（外部提供用）、番号（外部提供用）、課税非課税区分、胃がん検診 X 線年齢該当、胃がん検診内視鏡年齢該当、胃がんペプシノゲン検診年齢該当、肺がん検診 CT 年齢該当、口腔機能検査年齢該当

（発行最新項目）

【発行最新】西暦年度、【発行最新】退避日、【発行最新】宛名番号、【発行最新】受診券番号、【発行最新】世帯番号、【発行最新】抜き取り区分、【発行最新】帳票区分、【発行最新】健診区分、【発行最新】国籍区分、【発行最新】カナ氏名、【発行最新】漢字氏名、【発行最新】外字フラグ、【発行最新】町丁コード、【発行最新】字コード、【発行最新】郵便番号、【発行最新】住所、【発行最新】方書、【発行最新】生年月日、【発行最新】性別、【発行最新】年齢、【発行最新】受給者該当、【発行最新】負担金区分、【発行最新】マスタ登録年月日、【発行最新】選択項目該当、【発行最新】基本資格、【発行最新】肝炎資格、【発行最新】前立腺資格、【発行最新】肺資格、【発行最新】胃資格、【発行最新】大腸資格、【発行最新】乳資格、【発行最新】子宮資格、【発行最新】歯資格、【発行最新】骨粗資格、【発行最新】聴力資格、【発行最新】緑内障資格、【発行最新】もの忘れ資格、【発行最新】国保フラグ、【発行最新】国保記番、【発行最新】生保フラグ、【発行最新】後期フラグ、【発行最新】後期被保番、【発行最新】新受診券番号、【発行最新】被扶養フラグ、【発行最新】校下コード、【発行最新】保健所コード、【発行最新】記号（外部提供用）、【発行最新】番号（外部提供用）、【発行最新】課税非課税、【発行最新】胃がん検診 X 線年齢該当、【発行最新】胃がん検診内視鏡年齢該当、【発行最新】胃ペプシノゲン検診年齢該当、【発行最新】肺がん検診 CT 年齢該当、【発行最新】口腔機能検査年齢該当

（当初発行項目）

【当初】西暦年度、【当初】退避日、【当初】宛名番号、【当初】受診券番号、【当初】世帯番号、【当初】抜き取り区分、【当初】帳票区分、【当初】健診区分、【当初】国籍区分、【当初】カナ氏名、【当初】漢字氏名、【当初】外字フラグ、【当初】町丁コード、【当初】字コード、【当初】郵便番号、【当初】住所、【当初】方書、【当初】生年月日、【当初】性別、【当初】年齢、【当初】受給者該当、【当初】負担金区分、【当初】マスタ登録年月日、【当初】選択項目該当、【当初】基本資格、【当初】肝炎資格、【当初】前立腺資格、【当初】肺資格、【当初】胃資格、【当初】大腸資格、【当初】乳資格、【当初】子宮資格、【当初】歯資格、【当初】骨粗資格、【当初】聴力資格、【当初】緑内障資格、【当初】もの忘れ資格、【当初】国保フラグ、【当初】国保記番、【当初】生保フラグ、【当初】後期フラグ、【当初】後期被保番、【当初】新受診券番号、【当初】被扶養フラグ、【当初】校下コード、【当初】保健所コード、【当初】記号（外部提供用）、【当初】番号（外部提供用）、【当初】課税非課税、【当初】胃がん検診 X 線年齢該当、【当初】胃がん検診内視鏡年齢該当、【当初】胃がんペプシノゲン検診年齢該当、【当初】肺がん検診 CT 年齢該当、【当初】口腔機能検査年齢該当

＜世帯情報＞

処理区分、住所コード、町内会コード、住所日本語、地番甲乙判定、地番 本番、地番 枝番、地番 末番、地番編集区分、方書コード、方書日本語、方書バーコード、世帯主宛名番号、郵便番号、小学校区、中学校区、保健推進委員、民生委員、電話番号、FAX 番号、課税世帯区分、世帯

主カナ氏名、世帯予備1、世帯予備2、世帯予備3、世帯予備4、世帯予備5

＜個人情報＞

世帯番号、宛名番号予備、世帯番号予備、処理区分、カナ氏名、漢字氏名、通称カナ氏名、通称氏名、住民情報表示区分、生年月日、性別、続柄1、続柄2、続柄3、続柄4、異動事由、異動日、異動届出日、住民になった事由、住民になった 異動日、住民になった 届出日、住民でなくなった事由、住民でなくなった 異動日、住民でなくなった 届出日、住定日 事由、住定日、住定日 届出日、住民区分、外国人判定、国籍、家族判定、家族判定 順位、特徴判定、普徴判定、課税区分、所得割、個人用電話番号(携帯・P H S)、校下、個人用中学校区、Eメール1、Eメール2、転入前住所、転出後住所、総合登録番号、送付用市内住所コード、送 郵便番号、送 丁番号、送 本番、送 枝番、送 末番、送 住所日本語、送 方書日本語、送 方書バーコード、送 宛先人氏名、送 予備1、送 予備2、送 予備3、送 予備4、送 予備5、送 フラグ、個人予備1、個人予備2、個人予備3、個人予備4、個人予備5、個人情報表示設定2、個人情報表示設定3、個人情報表示設定4、個人情報表示設定5、ソート用続柄、総合被保険者番号、外国人住民日、第30条45規定区分、在留資格、在留期間等(yyyymmdd)、在留期間等終了日、在留コード等番号、氏名文字数、通称名優先氏名文字数、送付用優先氏名文字数、検索用カナ氏名、検索用通称カナ氏名、個人住所コード、個人町内会コード、個人住所日本語、個人地番甲乙判定、個人地番 本番、個人地番 枝番、個人地番 末番、個人地番編集区分、個人方書コード、個人方書日本語、個人方書バーコード、個人郵便番号、統合宛名番号

令和4年2月22日	<p>I 基本情報            1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務            ②事務の内容</p>	<p>健康増進法(平成十四年法律第百三号)に基づき、以下の事務を実施する。            お勤めされていない方などのうち特定の年齢の方を対象とし、受診券を交付し受診勧奨する。            ①対象者に受診券を発送する。            ②対象者は、医療機関での個別検診か特定の施設での集団検診で受診する。            ③受診データが金沢市に送付される。</p> <p>また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の別表第1の項番76の規定により、健康増進法第17条第1項及び第19条の2の健康増進事業の実施に関する事務において個人番号を利用する。</p> <p>①がん検診等を受診した結果をシステムに取り込み管理する。            ②結果の集計を行う。</p>	<p>健康増進法(平成十四年法律第百三号)に基づき、以下の事務を実施する。            お勤めされていない方などのうち特定の年齢の方を対象とし、受診券を交付し受診勧奨する。            ①対象者に受診券を発送する。            ②対象者は、医療機関での個別検診か特定の施設での集団検診で受診する。            ③受診データが金沢市に送付される。</p> <p>また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の別表第1の項番76の規定により、健康増進法第17条第1項及び第19条の2の健康増進事業の実施に関する事務において個人番号を利用する。</p> <p>＜中間サーバー・番号連携システムにおける事務の内容＞            ・新規個人番号の宛名情報が連携された際に、情報提供用個人識別符号の取得要求を行う。(番号連携システム要件)            ・番号法別表第2に記載されている提供側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムに提供する。(番号連携システム、中間サーバー要件)            ・番号法別表第2に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。(番号連携システム、中間サーバー要件)</p>	事前	事後で足りるもの の任意に事前に提出
令和4年2月22日	<p>I 基本情報            2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム            システム4            ①名称</p>		番号連携システム	事前	事後で足りるもの の任意に事前に提出

令和4年2月22日	I 基本情報 2. 特定個人情報 ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	①宛名管理機能 ・既存業務システムから住登者データ、住登外データを受領し、番号連携サーバー内の統合宛名DBに反映を行う。  ②統合宛名番号の付番機能 ・個人番号が新規入力されたタイミングで、統合宛名番号の付番を行う。  ③符号要求機能 ・個人番号を特定済みの統合宛名番号を中間サーバーに登録し、中間サーバーに情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。 ・中間サーバーから返却された処理通番は住基GWへ送信する。  ④情報提供機能 ・各業務で管理している別表第2の提供業務情報を受領し、中間サーバーへの情報提供を行う。  ⑤情報照会機能 ・中間サーバーへ他団体への情報照会を要求し、返却された照会結果を画面表示または、各業務システムにファイル転送を行う。	事前	事後で足りるものとの任意に事前に提出
令和4年2月22日	I 基本情報 2. 特定個人情報 ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ③他システムとの接続	既存住民基本台帳システム、税務システム、中間サーバー、国民健康保険システム、介護保険システム、福祉保健総合システム、健康情報システム、子ども・子育て支援システム	事前	事後で足りるものとの任意に事前に提出
令和4年2月22日	I 基本情報 2. 特定個人情報 ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ①名称	中間サーバー	事前	事後で足りるものとの任意に事前に提出

令和4年2月22日	<p>I 基本情報</p> <p>2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5</p> <p>②システムの機能</p>	<p>①符号管理機能 ・情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」を紐付け、その情報を保管・管理する。</p> <p>②情報照会管理機能 ・情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。</p> <p>③情報提供機能 ・情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。</p> <p>④既存システム接続機能 ・中間サーバーと既存業務システム、番号連携システム及び既存住民基本台帳システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>⑤情報提供等記録管理機能 ・特定個人情報(連携対象)の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。</p> <p>⑥情報提供データベース管理機能 ・特定個人情報(連携対象)を副本として保管・管理する。</p> <p>⑦データ送受信機能 ・中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェースシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>⑧セキュリティ管理機能 ・特定個人情報(連携対象)の暗号化及び複号や電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム(インターフェースシステム)から受信した情報提供ネットワークシステム配信マスター情報を管理する。</p> <p>⑨職員認証・権限管理機能 ・中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p> <p>⑩システム管理機能 ・バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れの情報を削除する。</p>	事前	事後で足りるもの 任意に事前に提出
-----------	---	--	----	----------------------

令和4年2月22日	I 基本情報 2. 特定個人情報 ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ③他システムとの接続		情報提供ネットワークシステム、 宛名システム等	事前	事後で足りるもの の任意に事前に提出
令和4年2月22日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステム による情報連携 ※ ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	重要な変更
令和4年2月22日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステム による情報連携 ※ ②法令上の根拠		・番号法第 19 条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2  (別表第2における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第4欄(特定個人情報)に「健康増進法による健康増進事業」が含まれる項(102 の2の項)  (別表第2における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第2欄(事務)に「健康増進法による健康増進事業」が含まれる項(102 の2の項)	事前	重要な変更
令和4年2月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報 ファイルの入手・ 使用 ①入手元	評価実施機関内の他部署(市民課)	評価実施機関内の他部署(市民課)、地方公共団体・地方独立行政法人(他市区町村)	事前	重要な変更
令和4年2月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報 ファイルの入手・ 使用 ②入手方法	電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)、その他(府内LAN)	電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)、情報提供ネットワークシステム、その他(府内LAN)	事前	事後で足りるもの の任意に事前に提出
令和4年2月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報 の提供・移転(委 託に伴うものを除 く。) 提供・移転の有 無	行っていない	提供を行っている(1件)	事前	事後で足りるもの の任意に事前に提出
令和4年2月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報 の提供・移転(委 託に伴うものを除 く。) 提供先1		市町村長	事前	事後で足りるもの の任意に事前に提出

令和4年2月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の102の2の項	事前	事後で足りるものとの任意に事前に提出
令和4年2月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ②提供先における用途	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事前	事後で足りるものとの任意に事前に提出
令和4年2月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ③提供する情報	健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの	事前	事後で足りるものとの任意に事前に提出
令和4年2月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ④提供する情報の対象となる本人の数	10万人以上 100万人未満	事前	事後で足りるものとの任意に事前に提出
令和4年2月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の住民検診の対象者	事前	事後で足りるものとの任意に事前に提出
令和4年2月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ⑥提供方法	情報提供ネットワークシステム	事前	事後で足りるものとの任意に事前に提出
令和4年2月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度	事前	事後で足りるものとの任意に事前に提出

令和4年2月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	<p>〈本市における措置〉</p> <p>①指紋認証装置を設置した、あらかじめ許可された者のみが入室できる場所のサーバラック内のサーバーに保管し、一部のものは磁気テープに書き出して保存している。</p> <p>②紙媒体は、施錠された保管庫に保存している。</p>	<p>〈本市における措置〉</p> <p>①指紋認証装置を設置した、あらかじめ許可された者のみが入室できる場所のサーバラック内のサーバーに保管し、一部のものは磁気テープに書き出して保存している。</p> <p>②紙媒体は、施錠された保管庫に保存している。</p> <p>〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームは、データセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。</p> <p>②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	事前	重要な変更
令和4年2月22日	III リスク対策 3. 個人情報の利用 リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報と紐付けが行われるリスク リスクに対する措置の内容	・健康情報システムは、業務に関係の無い情報を保有していない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康情報システムは、業務に関係の無い情報を保有していない。</li> <li>・システム間の連携を行う「番号連携システム」については、法令に定められた部署以外からのアクセスが行えないような仕組みを構築する。また、番号連携システムへは、権限のない者の接続を認めない。</li> </ul>	事前	重要な変更
令和4年2月22日	III リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	提供・移転しない	提供・移転する	事前	重要な変更
令和4年2月22日	III リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 特定個人情報の提供・移転に関するルール		定めている	事前	重要な変更
令和4年2月22日	III リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) ルールの内容及びルール遵守の確認方法		<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法及び番号法に基づく本市条例規則により規定された事項のみ行う。</li> <li>・職員を受講対象として個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修会を年1回実施したうえで、研修内容に沿った運用が出来ているかチェックする。</li> </ul>	事前	重要な変更

令和4年2月22日	III リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) その他の措置の内容		外部媒体へのデータ書き出しをシステム側で禁止しており、申請があった場合のみ書き出しを許可している。	事前	重要な変更
令和4年2月22日	III リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスクへの対策は十分か		十分である	事前	重要な変更
令和4年2月22日	III リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		<p>＜不適切な方法で提供・移転が行われるリスク＞ ・既存システム相互間の連携はシステム上、番号法及び本市条例上認められる提供及び移転のみが行われる仕組みとなっており、不適切な方法で提供又は移転されることはない。</p> <p>＜誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク＞ ・既存システム相互間の連携はシステム上、番号法及び本市条例上認められる提供及び移転のみが行われる仕組みとなっており、誤った情報を提供・移転及び誤った相手に提供・移転にされることはない。 ・データの書き出しあは、申請があった際に特定の端末で実施する。</p>	事前	重要な変更
令和4年2月22日	III リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	接続しない(入手)、接続しない(提供)	接続する(入手)、接続する(提供)	事前	重要な変更

	<p>令和4年2月22日</p> <p>III リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1：目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容</p>		<p>＜番号連携システムのソフトウェアにおける措置＞</p> <p>①番号連携システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等を記録することで、不適切な端末操作や情報照会・情報連携を抑止する。</p> <p>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞</p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに 対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能</p> <p>(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの</p> <p>(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能</p>	事前	重要な変更
令和4年2月22日	<p>III リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1：目的外の入手が行われるリスク リスクへの対策は十分か</p>		十分である	事前	重要な変更

令和4年2月22日	<p>III リスク対策</p> <p>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</p> <p>リスク2：不正な提供が行われるリスク</p> <p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>＜番号連携システムのソフトウェアにおける措置＞</p> <p>①慎重な対応が求められる情報(DV被害者など)については中間サーバーにて情報照会に対する自動応答がなされないよう、自動応答を不可とする個人(団体内統合宛名番号など)又は特定個人情報を管理し、中間サーバーの自動応答不可フラグを設定することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>②番号連携システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等を記することで、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。</p> <p>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞</p> <p>①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーに格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないよう自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>	事前	重要な変更
-----------	---	---	----	-------

令和4年2月22日	III リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2: 不正な提供が行われるリスク リスクへの対策は十分か		十分である	事前	重要な変更
令和4年2月22日	III リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		-	事前	重要な変更
令和4年2月22日	III リスク対策 9. 従業者への教育・啓発 具体的な方法	<p>＜業務システムの運用における措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員に対して、個人情報保護に関する研修の受講を義務付ける。</li> <li>・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する規定を設ける。</li> </ul> <p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施する。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行う。</li> </ul>	<p>＜業務システムの運用における措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員に対して、個人情報保護に関する研修の受講を義務付ける。</li> <li>・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する規定を設ける。</li> </ul> <p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施する。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行う。</li> </ul>	事前	重要な変更
令和4年2月22日	III リスク対策 10. その他のリスク対策		<p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</li> </ul>	事前	重要な変更
令和4年6月27日	I 基本情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の内容	<p>(略)</p> <p>また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の別表第1の項目番号76の規定により、健康増進法第17条第1項及び第19条の2の健康増進事業の実施に関する事務において個人番号を利用する。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の別表第1の項目番号111の規定により、健康増進法第17条第1項及び第19条の2の健康増進事業の実施に関する事務において個人番号を利用する。</p> <p>(略)</p>	事前	

令和4年6月27日	I 基本情報 2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他のシステムとの接続	既存住民基本台帳システム、宛名システム等	既存住民基本台帳システム、宛名システム等、申請管理システム	事前	
令和4年6月27日	I 基本情報 2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム システム2 ③他のシステムとの接続	住民基本台帳ネットワークシステム、宛名システム等、税務システム、戸籍システム、市税滞納管理システム、健康情報システム、介護保険システム、市営住宅管理システム、福祉保健総合システム、後期高齢者医療制度保険料徴収システム、国民健康保険システム、国民年金受付システム、子ども・子育て支援システム、就園奨励システム	住民基本台帳ネットワークシステム、宛名システム等、税務システム、戸籍システム、健康情報システム、介護保険システム、市営住宅管理システム、福祉保健総合システム、後期高齢者医療制度保険料徴収システム、国民健康保険システム、国民健康保険事務処理標準システム、国民年金受付システム、子ども・子育て支援システム、申請管理システム	事前	
令和4年6月27日	I 基本情報 2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム システム4 ③他のシステムとの接続	既存住民基本台帳システム、税務システム、中間サーバー、国民健康保険システム、国民健康保険事務処理標準システム、介護保険システム、福祉保健総合システム、健康情報システム、子ども・子育て支援システム	既存住民基本台帳システム、税務システム、中間サーバー、国民健康保険システム、国民健康保険事務処理標準システム、介護保険システム、福祉保健総合システム、健康情報システム、子ども・子育て支援システム	事後	重要な変更項目ではないため
令和4年6月27日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の 76 の項	番号法第9条第1項 別表第1の 111 の項	事前	
令和4年6月27日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第 19 条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2  (別表第2における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第4欄(特定個人情報)に「健康増進法による健康増進事業」が含まれる項(102 の2の項)  (別表第2における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第2欄(事務)に「健康増進法による健康増進事業」が含まれる項(102 の2の項)	・番号法第 19 条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2  (別表第2における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第4欄(特定個人情報)に「健康増進法による健康増進事業」が含まれる項(136 の項)  (別表第2における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第2欄(事務)に「健康増進法による健康増進事業」が含まれる項(136 の項)	事前	
令和4年6月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報の取扱い委託項目1の委託 ③委託先名	富士通 Japan 株式会社石川支社	富士通 Japan 株式会社	事後	重要な変更項目ではないため

令和4年6月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の102の2の項	番号法第19条第8号 別表第2の136の項	事前	
令和4年6月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保護・消去 保管場所	〈本市における措置〉 ①指紋認証装置を設置した、あらかじめ許可された者のみが入室できる場所のサーバラック内のサーバーに保管し、一部のものは磁気テープに書き出して保存している。 (略)	〈本市における措置〉 ①生体認証装置を設置した、あらかじめ許可された者のみが入室できる場所のサーバラック内のサーバーに保管し、一部のものは磁気テープに書き出して保存している。 (略)	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため
令和4年6月27日	IIIリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスクに対する措置の内容	(略) (※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの (略)	(略) (※2)番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの (略)	事後	誤字脱字の訂正であることから、重要な変更にあたらない。
令和4年6月27日	III リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容	・サーバー設置場所に指紋認証装置を設置し、あらかじめ許可された者のみが入室できる。 (略)	・サーバー設置場所に生体認証装置を設置し、あらかじめ許可された者のみが入室できる。 (略)	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため
令和5年7月7日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	別表第1の項番 76 の規定により	別表第1の項番 111 の規定により	事後	重要な変更項目でないため
令和5年7月7日	I 基本情報 2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム システム5 ③他のシステムとの接続	戸籍システム、市税滞納管理システム、健康情報システム、介護保険システム、市営住宅管理システム、福祉保健総合システム、後期高齢者医療制度保険料徴収システム、国民健康保険システム、国民健康保険事務処理標準システム、国民年金受付システム、子ども・子育て支援システム、申請管理システム	戸籍システム、健康情報システム、介護保険システム、市営住宅管理システム、福祉保健総合システム、後期高齢者医療制度保険料徴収システム、国民健康保険事務処理標準システム、国民年金受付システム、子ども・子育て支援システム、申請管理システム	事後	重要な変更項目でないため
令和5年7月7日	I 基本情報 2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム システム4 ③他のシステムとの接続	中間サーバー、国民健康保険システム、国民健康保険事務処理標準システム、介護保険システム、福祉保健総合システム、健康情報システム、子ども・子育て支援システム	中間サーバー、国民健康保険事務処理標準システム、介護保険システム、福祉保健総合システム、健康情報システム、子ども・子育て支援システム	事後	重要な変更項目でないため

令和5年7月7日	III 7. 特定個人情報の保管・消去 ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	・発生あり ・その内容：帳票印刷作業を含むシステム運用支援委託業務において、業務受託者作業員がシステムにより印刷した帳票を、無断で外部に持ち出したもの。 ・再発防止策：システム運用支援委託業務において、帳票印刷作業を行う場合は、必ず職員による監視下で実施する等の対応を行った。	・発生なし ・その内容：空欄 ・再発防止策：空欄	事後	重要な変更項目でないため
令和7年1月14日	I 基本情報 1. 特定個人ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	別表第1の項番 111 番号法別表第2	別表第 111 項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表	事前	
令和7年1月14日	I 基本情報 4. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第1の 111 の項	番号法第9条第1項 別表第 111 項	事前	
令和7年1月14日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第 19 条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 別表第2における 136 の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 主務省令第2条の表における 139 の項	事前	
令和7年1月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ①委託内容	健康情報システムの保守作業、職員からの問い合わせに対する調査回答及び軽微な法制度改正への対応等	全文変更 既存と次期の2システムについて定義する内容	事前	
令和7年1月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第 19 条第8号 別表第2の 136 の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第 139 項	事前	
令和7年1月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	磁気テープ	記憶媒体	事前	
令和7年1月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	—	追記	事前	

令和7年1月14日	III リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	略	全文変更 既存と次期の2システムについて定義する内容	事前	
令和7年1月14日	III リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	略	全文変更 既存と次期の2システムについて定義する内容	事前	
令和7年1月14日	III リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの委託における他のリスク及びそのリスクに対する措置	略	全文変更 既存と次期の2システムについて定義する内容	事前	
令和7年1月14日	III リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1：目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	番号法別表第2及び第19条第15号	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表及び第19条第15号	事前	
令和7年1月14日	III リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 他の措置の内容	略	追記	事前	
令和7年9月5日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報	④記録される項目 その妥当性 4情報	④記録される項目 その妥当性 5情報	事後	重要な変更項目でないため
令和7年9月5日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉 略	データセンター及びサーバー室をクラウドサービスに変更	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため
令和7年9月5日	IV 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	金沢市都市政策局広報広聴課 市政情報係 076-220-2348	金沢市総務局文書法制課 076-220-2073	事後	重要な変更項目でないため

